平成15年厚岸町議会第3回定例会 平成15年度各会計補正予算審查特別委員会会議録 集 平成15年9月16日 招 期 日 招 集 場 所 厚岸町議場 開 会 平成15年9月18日 午前10時48分 開閉日時 平成15年9月18日 午後 4時24分 閉 会

1. 出席委員並びに欠席委員

議席	氏		名		出席〇	議席	氏		名		出席〇
番 号					欠席×	番号					欠席×
1	室	﨑	正	之	0	10	池	田		實	0
2	安	達	由	圃	0	11	岩	谷	仁也	总郎	0
3	南	谷		健	0	12	谷	П		弘	0
4	小	澤		準	0	13	菊	池		賛	0
5	中	Ш	孝	之	0	14	田	宮	勤	司	0
6	佐	藤	淳	_	0	15	佐	齋	周	=	0
7	中	屋		敦	0	16	竹	田	敏	夫	0
8	音喜	喜多	政	東	0	17	鹿	野		昇	0
9	松	岡	安	次	0						
以上の結果 出席委員 17名 欠席委員 0名											

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議事係長	
小 倉 利 一	髙 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏		名		職	名	氏		名	
町 長	若	狹		靖	デイサ	ービス	玉	田	勝	幸
助役	大	沼		隆	センター	施設長	_12-	Щ	防	辛
収 入 役	黒	田	庄	司	監査	委 員	今	村		實
総務課長	田	辺	正	保	監査事	務局長	阿	野	幸	男
行財政課長	斉	藤	健	_	教育	手	富	澤		泰
まちづくり	福	ш	美樹	# ±	教委管	理課長	柿	崎	修	
推進課長	油	田	天化	到大	教 委	生 涯	+/\	\ 		-
税務課長	大	野	榮	司	学習	課 長	松	浦	正	之
町民課長	久	保	→	將	教 委	体 育		田マ	毎ケ	Π
保健福祉課長	大	平	裕	_	振 興	課 長	大	野	繁	嗣
環境政策課長	松	澤	武	夫	教委指	導室長	大	場	和	典
農政課長	西	野		清	農委事	務局長	藤	田		稔
水産課長	大	崎	広	也	建設課	長補佐	倉	知	敏	春
商工観光課長	高	根	行	晴	教 委	管 理	V/ H	l.)/±-	E
建設課長	北	村		誠	課長	補佐	米卢	ΙЩ	法	敏
水道課長	山	﨑	国	雄						
病院事務長	古	Ш	福	_						
特別養護老人ホーム施設長	藤	田		稔						

議 長 ただいまより平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

開会時刻10時48分

議 長 本委員会の委員長並びに副委員長の互選についてお諮りいたします。

4番。

4 番 議長の指名で決していただきたいと思います。

議 長 ただいま議長指名の発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長ご異議なしと認めます。

それでは議長において、委員長には谷口委員、副委員長には中屋委員を指名いた したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長には谷口委員、副委員長には中屋委員が互選されました。 委員会を休憩します。 休憩時刻10時49分

委員長 再開いたします。

再開時刻10時50分

委員長 初めに、議案第81号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出の補正予算6ページ、事項別明細書をお開き願います。

8ページ、歳入から進めてまいります。

1款町税、5項特別土地保有税、1目特別土地保有税、ございませんか。

(な し)

委員長 11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、ございませんか。

(な し)

委員長 12款使用料及び手数料、2項手数料、4目農林水産業手数料、ございませんか。

(な し)

委員長 13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、ございませんか。

(な し)

委員長

2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金。

進めてまいります。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

2項道補助金、2目民生費道補助金、3目衛生費道補助金、4目農林水産業費道補助金、6目土木費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金、6目土木費委託金。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金。

17款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。

19款諸収入、6項雑入、3目雑入。

20款町債、1項町債、3目衛生債、8目教育債、9目災害復旧債。

9番。

9 番

3カ所となっていますが、この災害箇所を教えていただきたいと思います。災害 の内容と。

委員長

建設課長。

建設課長

災害の箇所なんですけれども、全体で3路線9カ所という形になりまして、道路 的には、トライベツ2号道路、トライベツ3号道路、太田2番道路、それに太田、 片無去間道路の災害復旧。

トライベツ2号道路の関係では、道路ののり面の崩壊の5メーターぐらいの箇所が2カ所ございまして、3号道路では、やはり、路肩の決壊、のり面の決壊、それから、同じくのり面の決壊という形が5メーターの箇所が2カ所、10メーターの箇所が1カ所。それから、太田2番道路では、のり面部、これも15メーターぐらい落ちてきております。それから、太田、片無去間道路の方では、路肩の決壊、盛り土部が3カ所ですけれども、3メーターの箇所が2カ所、6メーターの箇所が1カ所という形で、全部で9カ所が決壊、のり面崩壊という形になってございます。

委員長

9番。

9 番

災害規模が小さいから、これは補助金はつかないんですね。

それから、この起債の金利とかそういうものは出ておるんですか。

それから、償還に当たっては交付税対応になっているの。

委員長

建設課長。

建設課長

公共土木債の補助金の関係ですと、1カ所当たりが60万円以上なければいけないという形では、すべてが60万円未満の被災状況なので、一応補助対象にならないという形でございます。

財源関係については財政課長の方から。

委員長

行財政課長。

行財政 長

単独災害ということでございまして、普通交付税算入といたしまして、50%算入 ということになってございますので、ご理解願いたいと思います。

金利につきましては、これから来年の3月もしくは5月の実行に相なりますので、 今の状況でいくと1%を挟んで前後の金利が。ただ、長期金利が上昇してまいって おりますので、ちょっとその辺がはかり知れないのですけれども、今年の春先の状 況からはかりますと、1%前後した中で借り入れが行われるのではないかというふ うに思っています。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

なければ、歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

12ページから進めてまいります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4目情報化推進費。

1番。

1 番

ここで、情報公開条例についてお聞きいたします。

私、一般質問のときに病院の問題に関しまして資料を提出いただいた。それに関連いたしまして、情報公開条例基準の話をいたしました。それで、その後、決算委員会でまたちょっとその話が出まして、どういう基準でかということをお聞きしました。

それで、一般質問に関連いたしましていろいろ資料を出していただきまして、その資料並びにそれを補完するために、また私が出していただいた資料から明確になってきた資料についてそれぞれいただいたんですが、そのときに、お歳暮だとかお中元だとか、それぞれの贈答の相手方について、あるいはそれ以外のものでも、いろいろあるんですが、相手方の名前がほとんど墨塗りがしてあります。それで、そ

れは、この情報公開条例並びに総務課で出している公権解釈との関連でどうなのかということをお聞きしました。

昨日の決算委員会で、やっと、こういうふうに考えたからこうなんだというらしきものが出てまいりました。それによりますと、情報公開条例第7条第2項第1号、2項というのは非開示情報の定義がしてあるところですが、その1号は個人についての問題であります。特定の個人が識別されるもののうち、通常他人に知られたくないと認めるものに当たるので、これについては墨塗りをした。しかし、そこの部分さえ隠せばあとは出せるので、部分開示という形で公開をしたんだというお話でございました。

私の方で昨日お聞きしたものについて私が解釈したのですが、それで間違いございませんね。

委員長

総務課長。

総務課長

そういうような解釈でございます。

委員長

1番。

1 番

それで、そのときに、顧問の委嘱の相手方である藤堂という先生については墨塗りをしませんでした。これは、昨日決算委員会でいろいろと経緯についてはやりましたけれども、その契約書そのものはないんですが、顧問の委嘱について北大に対してこれでよろしいかという伺いを出しています。そういう形で公知の事実になっているから、墨を塗らないで出したんだというお話がありました。

そういたしますと、まず1点疑義をただしますが、あなたたちの解釈は、厚岸町の契約の相手方は、個人であれば、このような公知の事実になっていない場合には すべて非開示情報に入るということになるわけですね。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

私どもの方の情報公開条例、非開示の部分、今、室崎委員さんがおっしゃられたように、第7条の第2項、ここの各号で言っているわけでございますけれども、特に、第1号、おっしゃられました個人の思想、宗教、身体的特徴、それから健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、それから所得等に関する情報であって、特定の個人が識別されるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものというものについては非開示とするという規定になってございます。

これは、個人の尊厳であるとか基本的人権の尊重、いわゆるプライバシーの権利 を保護するという観点から設けられている規定でございまして、これらを基本とし た上で行うという内容になってございます。ですから、個人との契約、イコールす べて開示のできない個人情報だと、こういうような解釈はいたしてございません。

委員長

1番。

1 番

そうですよね、そう言わざるを得ないでしょう。ならば、なぜ、この藤堂先生に 関しては、既に公知の事実だから墨を塗りませんでしたとあえたおっしゃったんで すか。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

先ほどの答弁の中で申しました、個人の識別されるうち云々の規定でございますけれども、これの運用の中におきまして、いわゆる公務員の職務情報の取り扱いということで、公務員の職務遂行にかかわる情報が含まれる公務員の職及び氏名。これにつきましては、公務員の私人としての行動、または私生活にかかわらないということから、通常他人に知られたくないというものに認められないとして、原則としては、この非公開情報には該当しないというような運用を行うというような考え方でございます。

顧問料そのものにつきましては、その内容からいって公務遂行上の職務である、 そのように判断もいたしましたし、それから、氏名そのものにつきましても、もう 既に公知の事実として表面に出ている。そういう双方から考えまして、非公開とは しなかったということでございます。

委員長

1番。

1 番

昨日のお話とはまたちょっと変わってきましたね。

それで、非開示情報に当たるということを前提として、その中から例外的に、これは非開示情報に当たらないとあなたはおっしゃったわけでしょう。だから、契約の相手方というのは非開示情報になるのかと聞いているんです。今の答弁では、契約の相手方は非開示情報になるということを前提にしなければできないでしょう。

だって、運用でも、ここの部分は例外ですよということを言っている。契約の相 手方というのは非開示情報ではないんではないですか。どうしてプライバシーの侵 害になるんですか。厚岸町と契約をした人の名前が開示されることが、どうしてプ ライバシーの侵害になるんですか。公務員だからとか、公務員でないからとかいう ような話の以前の問題でしょう。

いいですか、個人に関する情報ならすべて非開示情報ではないんですよ。厚岸町の第7条第2項第1号、ここで非開示情報の定義をしているんですよ。けれども、これは非開示情報に当たらないでしょう。そうしたら、厚岸町が、顧問契約だけではない、いろいろな契約をしていますね。その相手方というのはよく議会にも出てきますよ。これ非開示情報なんですか、それを聞いているんですよ。

委員長

総務課長。

総務課長

説明が非常にまずいといいましょうか、十分にこちらの意図した部分が伝わっていなかったのかということで反省しております。

いわゆる個人との契約、原則開示だというようなことは、私もそのように認識しておりますし、この条例の中でも、そのような形で規定がされてございます。先ほど言いましたのは、いわゆる非開示情報という部分での、原則開示なんですけれども、この部分は非開示にしますという規定を設けている。その中においても、特に公務遂行上、それから職務の延長上で行われた部分については非開示とすることはできないんだと、こういうふうに運用されているということで申し上げたわけでございまして、基本的な考え方というのは、室崎委員さんがおっしゃられるとおり、個人契約であっても原則開示だという考え方には相違ございません。

委員長

1番。

1 番

わざわざ非開示情報に当たらないのが明々白々であるところの契約の相手方についてまで、これこれこういうわけで、既に北大の方に言ってあって公知の事実なんだから、あえて墨を塗りませんでしたと言わざるを得なかったあなたの頭の中は、結局は、私の一般質問のときに、相手方に迷惑がかかるから墨を塗りましたというところから一歩も出ていないからそういうことを言わなければならなかったんではないんですか。法律論ではないですね。

それで、次に行きます。

厚岸町の情報公開条例の非開示情報というのが、今も言いましたように7条2項に規定されております。そこで、総務課から「厚岸町情報公開条例解釈と運用の手引」というものが出されております。そこでは、非常に細密に、町民の知る権利というものをきちんと保護しなければならないわけだから、特に相手に迷惑がかかり

そうだからやめようとか、相手がおっかない人だからこの際文句をつけられては困るから公開はやめようとか、そういう恣意的な運用のないように、微に入り細をうがって、きちんきちんと書かれています。

それの7条の2項第1号の趣旨及び解釈、2として運用というのがございます。 そこでは、どのように取り扱っていくんだということがきちんと書かれています。 その(4)で会食等の相手方氏名の取り扱いというものがございます。これは、い わゆる食糧費問題で非常に訴訟などが起きた部分ですよね。現在も争われているも のもあります。

それで、ここで「会食、懇談等の相手方の個人名は、原則として本号の非開示情報には該当しないものとする」と明記されています。これは、私は一般質問のときにも言いました。贈答品、いわゆる季節の贈り物、秋鰺1本だとか、カニ1杯だとか、いろいろお世話になっているわけでお送りしましょうという、いわゆるおつき合いですな。これは「会食、懇談等」に当たるんではないですか、これと全く違うものですか、この点についてご判断をお聞かせいただきたい。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

会食・懇談、これにつきましては、会食に当たっての相手方の了承を得て行われる行為でございます。一方、中元・お歳暮の類でございますけれども、これにおきましては、一方的にこちらの方から贈らせていただいたということが1つございます。そういうような関係から、相手方におきましては、通常他人に知られたくない情報であるというふうに判断をいたしたわけでございます。

それで、この判断に当たって、その情報の公開をすることによりまして、交際の相手方との信頼であるとか友好関係が損なわれる、それによりまして交際の実施目的を失いまして、さらには、そういった事務を適切に行うことに大きな支障が生ずるおそれがある、こういうような判断の中から、中元等の相手方につきましては、会食・懇親会での参加相手方とはまた異なった考え方をもって判断をさせていただいたという内容のものでございます。

委員長

1番。

1 番

食糧費のときに、その手の論法が随分使われたんです。県知事が、特に一緒に御 飯を食べる、あるいは一杯やる、そうやっていろいろと親密な関係をつくる。それ を外部にいつ幾日だれと一杯やりましたよというようなことを言うと、せっかく築いた信頼関係が壊れてしまう、職務に支障が生ずる、したがって、こういうものは公開できないんだと。今、どんどんそういう主張が裁判所によってけられています。そこでどういうことを言っているかというと、一緒に飲んだ、あるいは一緒に食べた — 会食について裁判所は言っていますから、そのときの知られたくないというその利益というのは、いわば、それが世に出ると多少後ろめたい、だからそれを保護してくれという程度のものにすぎない。少なくても、国民の知る権利、それと対比して保護すべき権利には当たらない、そういうふうに言っています。

今、本件に置きかえて申し上げますが、もし、この贈答品をもらっているということが、贈った側としては、どこどこに贈ってますということを開示することによって信頼関係が壊れるというのであるならば、そもそもその贈答品を贈るということの間に、何か知られては後ろめたい関係があるときだけではないですか。何かそういうようなものでもあるんですか。そうじゃないでしょう。

公費を使って、公のお金を使ってやっているんですよ。例えば、町長だとか、院 長だとか、あるいは病院事務長がポケットマネーを出して、「先生この前お世話に なりました」とやっているものについて公開するわけではないです。どこまでも公 金の支出というものの内容の公開なんです。

そうすると、相手方も、町立病院からそういうものが届いたということは、公金を使ってそれが来ているということはわかって受け取っているわけですよ。会食をするときに、これは、例えば町長交際費であるとか、あるいは病院には院長交際費というのがあるかどうかは知りませんが、そういうものであるとか、あるいは何とか費、あるいは医療技術員確保対策費、そういうものの細目はわからなくても、そういう公のお金でもってつくられた席であるということがわかって出ているわけです。同じことでしょう。もし、どうしても、自分はそういう公のお金でもって飲み食いするところには出たくないんだという人は出ません。そんなものが贈られてきたら突っ返すではないですか。受け取り拒絶というのはできるですよ。してないでしょう。わかって受け取っているんですよ。どこが違うんですか。

委員長

助役。

助役

厚岸町の情報公開条例につきましては、委員ご指摘のとおり、目的が第1条で示されております。第1条には、町政情報の開示という権利を何人にも与えて、この

ことによって公正でかつ開かれた町政の推進に資するというのが大前提であります。 原則開示という考え方は、7条の1項で開示すべき情報というものを規定してございます。 その例外として、7条2項1号から6号までを規定してございます。

今回のこのお中元、あるいはお歳暮につきましては、一定の病院とのかかわり、 それから病院に対する貢献度合い、これらが勘案されて、お歳暮の内容、品目、それぞれ変わってございます。これらをすべて開示するということになりますと、相手方に不快、あるいは不信感を抱かせるというふうに考えました。そうすることになれば、町との信頼関係、あるいは友好関係、これに支障が出てくるというふうに判断をさせていただきました。

さらには、これは拒否することができるんだというお話でしたけれども、確かに そのとおりであります。一方的にこちらからお贈りをさせていただいているわけで すが、贈ってきたお中元の内容であるとか、金額であるとかについては、私どもは 通常他人に知られたくない情報であるというふうに判断をしまして、それが一般的 であると、あるいは、町民感情からしてもこのことは認めていただけるものである というふうに判断をさせていただいて、一部非開示という形で、開示請求に対して 答えをさせていただいたということでございます。

平成5年3月の上旬だったというふうに記憶をしてございますが、この医療技術 員確保対策経費にかかわる一切の書類の開示請求がございました。この時点で、開 示請求のあった方に対しても、これこれこういうわけで、今言いました理由によっ て一部非開示になりますが、それでご了承いただけますかという確認をさせていた だいて、その上でこの開示をさせていただいているということでございます。

「解釈の運用の手引」の(2)、開示請求の趣旨が損なわれないというふうに認められるときは、当該町政情報の氏名等の個人に関する情報が記載されている部分を除いた部分について開示するものとするという運用をこの場合に適用させていただいて、そのように取り扱わせていただいたという内容でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

1番。

1 番

最後の部分から行きます。

私が聞いているのは、私にいただいたものの墨塗りの話をしているんです。平成 5年の何月だかにどなたかが開示請求をしているそうですが、それは私の知らない ことですし、もちろん、だれがやったかは非開示情報ですから、そんなことは今はどうでもいいんです。

ただ、情報公開条例の構造からいって、請求者が「ここ要らないよ」、「これ墨塗りしますからいいですか」、「ああいいですよ」と言ったら、それはいい。あるいは、「いや、墨塗ったらだめだ」と言ったら墨塗らないでやる。相手方と相談の上にどこまで開示するかを決めるなんていうことは、一言も書いてないです。ましてや、プライバシーに直接関する情報の場合には、「おれのことなんだから出してくれ」と言っても出せないとはっきり書いています。すなわち、担当者にそういう恣意的な扱いをさせないということを非常に細かく規定していっています。

助役さんがそのときの総務課長さんで、非常に力量を発揮されて、日本でも最高と言われた、市民オンブズマンが当時出していた情報公開条例よりも上を行くというお褒めの言葉も私は聞いているんですが、そういうものをおつくりになった。その中心になられた方だから、内容は熟知していらっしゃると思います。その意味では釈迦に説法なんですけれども、そういう構成ですよね。

またそれから、今お聞きしているのは、私がいただいたものについて聞いている わけですから、その何とかさんがそこで「いいよ」と言ったからおまえもそれに従 えと言われても、これはちょっと私の方では納得しかねますので、その論議は、今 ここではちょっと的外れではないかと思います。

その上で申し上げますが、さっきの話と同じところに行くんですけれども、贈答品の前に相手方に差をつけているのがばれてしまうとうまくない、簡単に言うとそういうことですね。そうすると、何だと。あれのところにはタイが行っていたが、おれのところにはサンマかと言われると、サンマを贈った人には不快な念を与えるということだから、内容だとか相手方については。でも、それを言い出したら、会食・懇談なんか、食糧費はみんな同じではないですか。あれのときにはフランス料理のフルコースだったのに、おれのときにはお茶漬け1杯かというような話と同じですよ。これはちょっと違うんじゃないかな。

どこまでもそういう話ではなくて、私が言っているのは、知る権利に対応する利益としてどう考えるのかという議論だったし、あのとき議会でも随分と詰めましたよね。まさに議会と理事者の共同によってこしらえた、随分時間をかけてつくった情報公開条例でしたが、そのときにもそういう話が随分出ておりましたよね。当時

の話が、今の話とはちょっと違うんではないかと思うんです。その点をお聞きして いるんです。

ですから、これは、やはり今後に後を引きますから。下手すると、運用の(4)を削ってしまうような話になりますよ、今のような議論をやっていたら。会食等の相手方氏名の取り扱い、こんなものは全部非開示情報だというふうに、今の議論でいくと先が見えているんです。今後に後を引きますよ。ですから、やはりきちんと理論立てはすべきだと思うんです。その上で、今回のこれについてどう考えるかという議論は、またやりましょう。でも、この場合、情報公開条例からいってどうなのかということは、やはり今後のこともありますから、きちんとこの場でしておきましょうよ、いかがですか。

委員長

助役。

助役

確かに、先ほどの答弁、私、一部的外れなことを申し上げたかもしれません。そ の点についてはおわびを申し上げたいと思います。

ここの「解釈の運用の手引」の会食等の相手方の氏名の取り扱いに関しては、先 ほど総務課長が答弁を申し上げたとおり、お歳暮、あるいはお中元の贈答先という ことと、ここに記されている「会食・懇談等の相手方個人の氏名云々」という言葉 とは、情報の取り扱いは別に考えさせていただきました。

会食等の相手方の取り扱いに関しては、確かにご質問者のおっしゃるとおり、この情報公開条例を制定する前後、官官接待、あるいは職員同士の飲み食い等、行政の執行に対するいろいろなそしりを免れないような事実が次々と明るみになったという背景をもって、この「解釈の運用」の中でも、会食・懇談等の相手方については、原則として非開示情報には該当させないという考え方を示させていただいておりまして、この考え方は今後についても変えるべきではないというふうに思っておりますし、そのように取り扱うべきだというふうに思っています。

ただ、これはご質問者と相入れない部分かもしれませんけれども、今回のお歳暮、あるいはお中元につきましては、一方的にこちらからお贈りをさせていただいているものでございまして、この相手方、あるいはその内容等を示すことは、その相手方に不信感、あるいは、先ほども答弁させていただきましたけれども、不快感を与えかねない。そうすることによって信頼関係が損なわれるというおそれがあるというふうに判断をさせていただいて、一部非開示にさせていただたということでござ

います。

ご質問者に提供させていただいた資料に関しましても、平成15年3月に別の方から開示請求をいただいた内容と同様でございましたので、同じものを提供させていただいたということで、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

1番。

1 番

同じ基準でやったというのはわかるんです。だから聞いているんです。

今のを何遍繰り返しても同じでしょうね。この線は死守するというふうに助役は おっしゃっているわけだから。それで、ちょっと方向を変えてお聞きします。

このおたく様の方で出している手引ですが、それの、先ほどから問題になっている13ページに、運用の(4)会食等の相手方氏名の取り扱い、「会食、懇談等の相手方の個人名は、原則として本号の非開示情報に該当しないものとする」。会食、懇談と贈答品とは別だから(4)に当たらないんだというのが、今の助役のご答弁でした。ここで言う「会食、懇談など」のという、この「など」って何なんですか、お答えいただきたい。

委員長

総務課長。

総務課長

明確な定義づけになるかどうかという部分、ちょっとあれなんですが、相手方の 合意を得て行う、いわゆる会食であるとか、懇親会であるとか、懇談会であるとか、 こういうようなたぐいのものがここに該当するものというふうに判断をいたしてご ざいます。

委員長

休憩します。

休憩時刻11時35分

委員長

再開します。

再開時刻11時37分

1番。

1 番

今のような答弁では、到底納得できないんです。承諾があった、承諾があったと、 片方は承諾がない、片方は承諾があるというような言い方をするんだけれども、そ うすると、会食とか懇談とかいうときに、一々「これは公費で出ますいかがでしょ うか」と言って、判でももらうんですか。そんなものではないでしょう。事前承諾 であろうが、事後承諾であろうが、あるいは黙認であろうが、明認であろうが、結 局は公費の支出というものについてはこういう厳しいものがあるんだということは 社会常識ではないですか。 いやいや、それが履行されると信頼関係が壊れてしまうというのが、白日のもとにさらされると、何だこれはということになる後ろめたい関係があるときだけではないですか。それがこの情報公開条例の基本思想ではないですか。おかしなことをやっていれば、それは表には出せない。でも、そんなものは一つもないんだから、特にプライバシーだとか、あるいは営業の侵害になるとか、あるいは他団体の今これからやろうとしている業務執行の支障になるとか、そういう非常に例外的な場合を除いては、公開できない情報はないんだというのが基本的な思想でしょう。

えてして、国を初めとし、地方公共団体までそうですが、行政の中にあるのは、 持っている情報はすべて人に見せたくないというような妙な心理があって、そうい うものではないんだというところから情報公開法もでき、その前に自治体の情報公 開条例がどんどんできてきましたよね。そこにある思想はそういうことですよね。 それからいって、今のような話というのは、やはりどこかおかしいんではないかと いうふうに思うんですけれども、いかがですか。

委員長

町長。

町 長

私からお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど、厚岸町情報公開条例については日本一だという室崎委員のお話、今、改めて伺いました。かつても、私が町長になった際にも議論いたした節で、そういうご意見をいただいたわけであります。

その上で申し上げたいわけでありますが、今までは、この条例ができましてから、 開示請求が15件ありました。今回のような例は初めてでございます。そういうこと で、慎重に慎重を期しながら、情報開示者の相手の意向も踏まえながら公開をした というわけであります。

今、室崎委員からいろいろご指摘がございました。すばらしい「解釈と運用の手引」というものがあるわけでありまして、今後におきましては、今ご指摘がございましたようなことも踏まえながら、やはり、情報開示する場合においては、慎重に開示をしなければならない。それは趣旨に合うことではなかろうかと、私はそのように考えておるわけでございます。

そういう意味において、今後の情報開示に当たりましては、それぞれの運用面に おいていろいろと細かく示されておりますが、先ほどご指摘がございました「会食 など」の「など」は何かと。総務課長から答弁がありましたけれども、室崎委員は 理解されたかどうかわかりませんけれども、極めてそういう面での運用面における 詳細なことについても、これから確認をしていかなければならないだろう、かよう に私は受けとめたわけでございます。今回の一連の情報開示におけるご質問を受け ながら、私どもといたしましては、正確な運用をしていかなければならない、かよ うに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

1番。

1 番

今、町長から非常に含みのあるご答弁があったので、一応これでやめますけれど も、少なくても、この解釈に関して、今出てきたいろいろな担当者並びに助役から の議論は、私は受け入れることはできませんので、今後においても、これは課題と して進めていこうと思います。

それで、今回は時間も時間ですからやめますけれども、いずれにしても、こういうものが前例となって開示条例が非開示条例にならないように、それだけはこれからも私は事あるごとに言っていきますから、そのつもりでお聞きいただきたい。

答弁は結構です。

委員長

4目の情報化推進費、他にございませんか。

(な し)

委員長

なければ進みます。

- 10目企画費。
- 2項徵税費、1目賦課納税費。
- 3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費。
- 4項選挙費、2目道知事、道議会議員選挙費。
- 5項統計調查費、1目統計調查総務費。

進みます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2目心身障害者福祉費、4 目老人福祉費。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、4目児童福祉施設費、5目児童館運営費。4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費。

1番。

1 番

ここでお聞きします。委員長、もし多少ずれていてもご勘弁をいただきたいので すが、たばこの話なんです。 庁舎の分煙がああいう形で行われていますが、今後もあれて継続していく予定で すか。

委員長

町長。

町 長

私からお答えをさせていただきたいと存じます。

さきの議会においてもいろいろ議論がございました。健康増進法が5月1日に施 行されまして、国の方からも、強制ではございません、努力目標として分煙等に関 しての通達が来ております。

町長といたしましては、やはり、そこで職場として、職員の考え方を含めた中で、また、訪問する立場の町民の方の視線も考え方も含めながら、この対応をしていかなければならないということで、実は、私といたしましては、「町長と語る会」を開催をしてもらいました。というのは、全職員と懇談をいたしたわけであります。その中で、受動喫煙の問題についていろいろと議論を深めたところでございます。

いろいろなご意見がございました。近くこの意見をまとめた中で、町長としてど ういう受動喫煙の方法がいいのか考えていきたいと、かように考えておりますので、 ご理解いただきたいと存じます。

委 員 長

1番。

1 番

今の町長のお話を聞いていますと、町職員の健康づくりという観点が非常に入っているように思えます。大変誤解を招きかねませんが、あえて申し上げますが、私は、町職員の健康なんていうことはこれっぽっちも考えておりませんので。これだけ優秀な職員の方たちですから、私ごときの者がその健康を忖度するような必要は全くないと思っています。自分で考えればいいことです。

私が何で分煙の話をするか、あるいは禁煙の話をするかといいますと、厚岸町は、総合計画に従った「みんなすこやか厚岸21」という基本計画の中で、町民の健康づくりということで、特に重点項目として、たばこと歯と塩を挙げています。そのたばこなんです。それだけ町民に向かって、みんなで、これは町民一人一人が主体的に参加して、行政だけが走るわけではないですが、やはり行政は音頭をとりますよね。そして、厚岸町の基本施策としてたばこをやめようではないかと。

特に、胎内にいる赤ん坊、あるいは子供、そういうところには非常に大きな影響がある。一生に響く影響がある。よく若い女性が、この前も直接そういう話を聞いて、その場でそんなことは言えないから黙って笑っていたんですが、「今たばこを

吸っているけれども、妊娠したらやめるんだ」と言うんです。これは間に合わないんです。受精、着床1週間というのが、一番大事な時期です。ところが、妊娠したってわかるのは、早くて1カ月、下手すると3カ月ぐらい先なんですよ。一番大事な時期はもう過ぎてしまっているんです。その間、すぱすぱたばこを吸っていることになるわけです。だから、やはり若い女性の喫煙というのはおやめなさいということになるわけです。

それと同じように、今度は大人、50過ぎた社会的地位も十分にある人が、たばこをやめたからって寿命が伸びるわけではない。そのストレスで、むしろ寿命が縮むんだ、これは事実です。そういうふうにもう統計が出ているそうです。でも、そういう位置にある人がたばこを吸うことが、ほかの人たちに与える影響です。「なるほど、役場の方ではたばこは悪いから吸うなと言うけれども、ああやってあの偉い人だって吸っているではないか、大したものではないさ」と言って、未成年者がたばこを吸ったりする可能性も非常にあるんです。たばこを吸うということは、おのれの健康の問題だけではない、言ってしまえば道徳、倫理の問題に入っていくわけですけれども、そういう部分が非常に強いんです。

その話まで敷衍しなくても、厚岸町の施策を進める推進の中心である職員が、町 民が入ってきたときに、つい立てこそありますが、あそこに集中しているせいか、 私みたいにたばこをのまない人間は、あの自動ドアがあいた瞬間にぷーんとたばこ のにおいを感じます。そういう状態でたばこをぷかぷか吸っておる。そういうこと でこの厚岸町の基本施策が推進できるんですかという観点からお聞きしているんで す。その点は、どうかお含み置きをいただきたいんです。

それともう一つは、役場庁舎以外の部分なんですが、あみかという施設がございます。あそこはいわゆる建物内禁煙をしたんです。そうすると、外へ出て吸うんです。それで、私、この前小学生から直接言われました。「あみかという健康の何とかの場所なんでしょう。あそこでおじさんたちが外でたばこを吸っている。だから、やっぱりたばこってそんなに悪いものじゃないんだよね」というようなことを言われましたよ。外に与える効果はかえって大きいんです。やはり、敷地内禁煙とすべきではないのかというふうに、そのとき改めて思ったんです。

それから、学校の方はどういう進展がありましたかね、教育長。

それと、あと庁舎外の施設がいろいろあるんですが、この前聞いた話だというと、

これは本当かどうか、そちらでつかんでいるかどうかお聞きしたいんですが、温水 プール、あそこは灰皿がたくさん置いてあるだけではなくて、職員がくわえたばこ で仕事をしているというふうに私に言った人もいるんですが、そんな状態なんです か。

そこらを含めて、もう一度お考えをお聞きしたいんです。

委員長

町長。

町 長

ただいまご指摘ございましたとおり、5月1日からの健康増進法におきましては、明確にたばこは健康に悪い、これが趣旨であります。そういう中で、今、いろいろなたばこの影響についてのお話がありました。そのことについても記されております。私、懇談会の中でそのことも十分に踏まえながら、説明をしながら、議論をさせていただいたわけであります。

あみかの問題も議論になりました。全面禁煙ではない、敷地内喫煙、それはどうするんですか。夏であれば外へ出て吸えるけれども、寒い冬、大雪のときはどうなるんですかと。端的に言ってそういういろいろな議論もありました。それも事実であります。小学生からご指摘があったという話ですが、そういうことも踏まえて、いろいろな議論がありましたので、それを私として今後の参考意見として、いろいろと国からも通達がありますし、また、今、質疑ございました21世紀健康づくりの厚岸自体のすばらしいものがあるわけであります。その趣旨に沿った結論になるように努力させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長

教育長。

教育長

学校についての禁煙状況でございますけれども、これにつきましては、6月議会終了後、校長会を通しまして、その旨各学校に検討するようにということでおろしております。その後の調査がございますけれども、完全禁煙、あるいは今後完全禁煙にしたいというふうな教職員の意向がとれている部分については、大きなところ2校です。それ以外のところについては、完全分煙等々の意見が出されております。先ほどの趣旨の部分を考えますと、町の意向、どういう意味で完全禁煙を目指していくのかという部分の趣旨をもう一度よく学校側に理解をいただいて、完全禁煙に向けて努力してまいりたい、かように存じます。

また、先ほどお話ございましたけれども、プールでの件につきましては、残念な

がらこちらの方では承知しておりませんけれども、当然そのような形で子供たちが 多く出入りする建物でございますし、そのようなことがないように周知徹底してま いりたい、かように存じます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

進めてまいります。

4目水道費、6目乳幼児医療費。

2項環境政策費、1目環境対策費、4目ごみ処理費。

1番。

1 番

ここでお聞きしますが、ごみの野焼きなんです。まだちょこちょこ見かけるんです。ごみの不法焼却といいますか、不法投棄と同じようによくないんだということは、大体皆さん一般常識に、この町ではなっていると思うんです。ところが、話を聞いていますと、内容については余りわかってない人が多いようなんです。

平成13年から罰則が非常に強化されてまして、罰則があるから云々という話ではもちろんないのだけれども、これも事情として知っていなければならないと思う。それで、ごみの野焼きについては3年以下の懲役または300万円以下の罰金というふうになりましたよね。非常に厳しい罰則がついておるんですよ。けれども、これを知っている人は、少なくても、私が当たってみた中ではほとんどいないです。いわゆる努力目標ぐらいに思っている人がほとんどなんですよ。

お聞きしましたところ、町でも — これは恐らく道で出したパンフのコピーかな、道では色刷りのきれいなのを出しています — 2001年3月号ナンバー 645、それから、2002年6月号、ナンバー 660と2回、広報あっけしでも出しているんですが、どうでしょう、担当課の方では十分にこれが浸透したというふうに評価していらっしゃいますか。

委員長

環境政策課長。

環境政策 課 長

野焼きの件につきまして、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

質問者がおっしゃったとおり、平成13年4月から厳しい罰則が野焼きについて適用されております。それで、野焼きにつきましては、それ以来、今質問者がおっしゃったように、広報では2回ほどPRしてございます。

それで、質問者がおっしゃるとおり、まだまだ知らない人が多いのではないのか

ということですけれども、事実、同じ事業者が3回も指摘を受けるというようなことも実際にございました。それで、3回目のときは、私どもも支庁と連携しまして指導していただき、二度と燃やしませんというお言葉をいただいておりますけれども、指導の際には必ず — 質問者のはコピーだったんですけれども、これはカラーで、こういう簡単に書いたものがあるんですけれども — これをお渡しして説明して、有害物質が含まれている、大変危険であるということで理解をいただきながら、野焼きをしていた人にやってはいけませんということで指導をしてきております。

にもかかわらず、先ほど言いましたように同じ事業者が3回もやってしまうということになると、今、質問者が言うように、そのPRが自分たちでどうなんだと、きちんと、十分町民に対して行き渡っているのかということですけれども、そういう例を見ますと、私ども、行き渡ってないというふうに評価せざるを得ないと考えております。

それで、ではどうすればいいのかということになりますけれども、当然、さらに 町の広報、あるいは防災無線などを使って、野焼きをしてはいけませんというよう な指導・PRを強力に進めていきたいというふうに考えております。

委員長

他にございますか。

(な し)

委員長

なければ、ここで昼食休憩に入りたいと思います。

再開は1時です。

休憩時刻12時01分

委員長

再開いたします。

再開時刻13時03分

4目はいいですね。

(な し)

委員長

進めてまいります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。

2項林業費、2目林業振興費。

2番。

2 番

ここでお聞きしたいんですけれども、以前にもこの議会でお願いというか議論した経緯がございますけれども、キノコ生産者の生産団地、これのお願いをしたことがあるんですけれども、その後、計画についてどういうふうになっていますか。お

伺いしたいのですけれども。

委員長

農政課長。

農政課長

きのこ生産団地の関係についてお答えをさせていただきます。

上尾幌地区のキノコの団地につきましては、地元の振興、そして雇用の対策ということでこれまで取り組んできたわけでありまして、現在、平成14年度の生産実績約 200トンというところまで達成をしてきておるわけであります。

この団地には、現在14戸の方が入っているわけでありまして、現状ではその団地の余裕というのが余りないわけでありまして、近々に廃業をしたいという方のお話もきいているわけでありますけれども、これまでは2戸の方が廃業をして、そして、地元から2戸の方がその後へ着業したということでありまして、現状では、その方がもし廃業されるのであれば、その後が使えるという状況にあるわけであります。

いずれにいたしましても、今後の着業希望というのが、現在のところ的確に把握はできないわけでありますけれども、そういった中で、この団地を新たな形でつくっていくということには、土地問題もありまして、町有地が隣接地にあるわけでありますけれども、非常に土地の条件の悪いところでありまして、それを造成するには、やはり 1,000万円単位の事業費を要するというようなこともあります。

例えば、住宅の問題もあります。住宅については、現在3戸あいているという状況にあるわけでありますけれども、それらとの絡みもあります。やはり、場所がなければ着業できないという基本的な問題がありますので、今後に向けて、新たな造成地についてどこがいいのか、町有地内でできるのか、それとも外へ伸ばすのか、また、他の場所に向かっていくのかということをさらに検討しなければならないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

2番。

2 番

今の課長のお話を聞いていますと、何も進んでないというか、前の町長の答弁から比較すると後退した答弁になっています。要するに、毎年1件、2件、必ずあそこでキノコをやりたいという方が来るんです。この間も見えまして、役場に来て関係者とお話したんですけれども、来年ぜひやりたいと。この方は、ご夫婦と子供さんが4人いう、地域としては本当に欲しい方なんですけれども、ただ、新しく着業する場所がないんです。以前にこの議会でお願いして、町長は非常にいい、前向きな答弁をいただいたんで、かなり準備が進んでいるのかなと、そういうふうに理解

していたわけですけれども、今の課長の答弁では全然あのままという、一歩も進ん でない状態なようなんです。

今、厚岸町で人口が減っているんです。わずかながら上尾幌はふえているんです。これは、やはり、キノコという1つの、わずかであってもそういう産業があそこにあるんで、そのおかげでふえているわけなんです。町としても、やはり人口をふやすための手だて、これは当然やらなければならんだろうし、町長自身も、就任された当時施策を述べられておりましたけれども、1次産業育成ということを非常に力を入れているわけです。そういう面で、もう少し前向きな形で進んでいるのかと思って、今聞いてみたんですけれども、非常に残念なんです。

あの上尾幌地域の将来は、キノコしかないです。1次産業のない町というのは、 その町の存続はないわけですから。あそこに酪農家が2件ありまして、あと1次産 業はキノコしかないんですよ。平成8年に菌床センターができまして、先ほど課長 が述べられた、道内外から10戸の生産者が来て、非常に若い方も来たという現状な んです。それで、今来たいという方も、30代の子供さんが4人もいる、地域にとっ て本当に欲しい方が来ているんですけれども、土地がないということで、何とか早 急に対策を練っていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委 員 長

町長。

町 長

お答えをさせていただきます。

ただいま農政課長から説明をいたしましたが、実態も、廃業したり、さらにまた 着業したり、いろいろと動きもあるようであります。さらにはまた、住宅において も3戸が入居してないというお話であります。しかしながら、雇用対策、その中に おきましても、やはり新しい産業を興すということは最も大事なことでありまして、 そういう意味において、上尾幌のきのこ生産団地の役割は極めて大きいものと認識 をいたしております。今ご指摘がございましたとおり、新入居者もいるというよう なことでありますので、その実態を踏まえながら検討させていただきたい、かよう に思いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

2番。

2 番

町長、ぜひ、これは前向きにやっていただきたいんです。

先ほど、課長の1回目のお話の中に、概略聞いておられました。あそこの上尾幌地域においては、キノコ生産従事者が、今18戸、大体年間百五、六十トン生産 —

あの地域だけです — 課長の言われた 200トンというのは厚岸町のこちらの方を入れての話ですけれども、将来的には、上尾幌地域だけで 200トンは目標にしているわけですから、そうするといろいろな経済効果が、2億円近いものが生まれるわけです。1地域で2億円というと、一つの産業としてみなしてもいいわけですから、ぜひ、前向きにやっていただきたいし、きちんと、3カ年なんて言わないで、今年にでもぜひこれ増設していただいて、来年行きたいという方に対応していただきたいと、そういうふうに思うわけです。

そういうことで、もう一度ご答弁お願いしたいんです。

委員長

町長。

町 長

お答えをさせていただきます。

新しい産業の振興という中で、キノコの里であります上尾幌地区のきのこ生産団地、極めて大きい意義があるわけであります。お話を承りますところ、新規就農をいたす場合にしても、団地が狭いというような事実もあるようでありますので、今後の課題として検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長

他にございませんか。

8番。

8 番

この目にあります林業生産効率化推進事業、新たなものですけれども、道の負担 金をいただいて何をしようと、どこへどういう形でどういう効果を上げようとして いるのか、その辺詳細に説明いただきたいと思います。

委員長

環境政策課長。

環境政策 課 長

この林業生産効率化事業ですけれども、これは歳入でもございましたけれども、 事業主体は森林組合で、効率的な作業の実施による生産性の向上と、あわせて、重 労働といいますか、そういう作業環境の改善を図るということを目的に、森林組合 では、高性能林業機械、今回買うのは油圧ショベルで、これにハーベスターがつい ておりますけれども、こういう機械を導入して効率的な作業の実施を図っていこう という内容でございます。

それで、先ほど歳入にもありましたと言いましたけれども、いわゆる10分の4の 補助金をいただきまして、厚岸町を通ってそのまま森林組合にこの科目で支出され るという内容でございます。 それで、油圧ショベルですけれども、これは、プロセッサー、ハーベスタータイプといいますか、そういう機器をつけまして、枝払いであるとか、それから一定の長さに沿ってたま切りといいますか、木材を切っていく、そういう作業を行う機械でございます。

委員長 8番。

環境政策

8 番 経費的な面でいうと、あと10分の6は森林組合の負担で買うということですね。 今まで手作業でやってきた仕事をこの機械を導入するということになるんだろうと 思うんですが、今までこれにかわるものは、何かほかのものがあったのかどうなの か、その辺はいかがですか。

委員長 環境政策課長。

従来は ― 現在もそうですけれども、作業用のブルドーザー3台を森林組合は所有しております。今回この機械を導入することによって、このブルドーザー3台とあわせて、うまく連携した中で、作業を効率的に進めようということでございます。

委員長 他にございませんか。

(なし)

委 員 長 なければ進みます。

3項水産業費、1目水産業総務費、2目水産振興費、3目漁港管理費、6目水産施設費。

ありませんか。

(な し)

委員長 なければ進みます。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、5目観光施設費。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費。

14番。

14 番 白浜の山の手道路の改良事業については、用地買収が障害になって、望洋台東2 番道路とほか1路線改良舗装事業に振りかえたと、こういうことなんですね。この 用地買収というのは、いつから行って、結果的にどうなって、解決の方法はあるの かどうなのか、お伺いしたいのですが。

委員長 建設課長。

建設課長 お答え申し上げます。

白浜山の手道路の改良事業については、一応3カ年をもって整備しようという形の中で進めていこうと考えてございました。その中で、今年度、調査を含めて一応やって、進めていくに当たって、用地の確認等をもちろん行っていく段階で、特老の前については土地が町有地なんですけれども、国道交点に近い方にしたがっては道路用地が非常に狭い。国道との道路すりつけを考えたときには、かなり国道と現在の道路というのが落差がある。その落差解消となると用地が広がっていくという形の中では、どうしても民地を取得しなければならないという中では、一部ではちょっと協力を疑問視する方もございますけれども、一応、基本的にはそれらの利害関係者の意見も聞きながら、道路のその辺の構造というのを協議しながら、協力を得ながら取り進めていきたい。今年度は、当面、今、早急な進行よりは、まずは特老側のできる方から先に進めていこうと。その間に、用地関係、それから道路据えつけ関係も、関係機関と協議しながら、何とか3カ年の中で取り進めていきたい、そのように考えておるところでございます。

委員長

14番。

14 番

本年度の当初予算でこれはのっけたんでしょうね。予算計上した後で、用地買収がうまくいかないので、それが障害になってほかの事業に振りかえざるを得なかったというのは、あなた方の見通しが甘かったんではないですか。そして、ただ、どうなるかわからないけれども予算計上だけはしておこうと。しかし、実際に事に当たってみたらうまくない、では振りかえるかと、こんなことでは困るんではないですか。

委員長

建設課長。

建設課長

質問者が言われるとおり、確かに要求段階では、道路構造的にも1級路線で用地的にも確保されている、ある程度あるという形の中で、積算、計上させていただきました。その中で、当然見通しが甘いという形であれば、質問者の言われるとおりかもしれませんが、地域の望む形で、地域要望もある道路でございますので、それらの整備に当たっては、当然協力いただけるという考え方を持っていますし、また、具体的な形での交渉にはまだ入ってございませんので、一応3カ年計画の中でそれらを何とか施工していきたいと、そのように考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

14番。

14 番

3カ年、3カ年とおっしゃるんだけれども、3カ年の中でやればいいという問題ではなかったんでしょう。だって、今年の予算に計上しているわけですから、今年これはやらなければならないということで計上したわけですね。3カ年計画だから3年間のうちにやればいいというふうに聞こえてくるんですよ。そうではないでしょう。これは今年やるべくして予算計上した、我々もそれを認めたということになると思うんです。今になって、春には計上して、秋になったらだめだというふうなことでは困るということを言っているわけです。

委員長

建設課長。

建設課長

基本的には、山の手通りの終点側、特老側の方からすると、事業消化をするとすれば、確かにその金額は施工可能でございます。しかし、やはり、そういう問題があるものですから、そこを進行を少し抑えながら、一応他の緊要度のある道路の整備に振り向けて何とかやっていこうというふうな考え方で、質問者が言われるとおり、3カ年でやればいいという考え方で取り進めている内容ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

14番。

14 番

これは、解決の見通しというのはどういうふうになっているんですか。

委員長

建設課長。

建設課長

基本的には、道路構造の国道との据えつけ、勾配、それらの形がはっきりしてくると、用地的なものがはっきりしてきます。その中で具体的な交渉を行う形になってきます。ただ、今の段階では、その地先の方で「うーん」というような感じがございます。首をまだちょっとかしげている状況も聞いてございますけれども、それらについては、道路としての構造、それから安全性、そういうようなことを含めてご理解いただいて、ご協力いただくような形で取り進めていきたいと考えております。

委員長

14番。

14 番

くどくど聞くつもりはないんだけれども、あなたの話を聞けば聞くほどおかしくなるわけさ。そうなってくると、国道との取りつけは、この予算計上のときにははっきりしてなかったんだ。どのくらいの幅になって、のりがつく。そして、民有地にかかる。そうすると、どうもかかった土地の所有者は余りいい顔をしない。こういうことで、では先延べするかと、こんなことなんですね。それでは、予算計上の

ときにはっきりしなかったというのはおかしいんではないか。

委員長

建設課長。

建設課長

予算計上しながらという形の中で、協力いただけると思っていますけれども、見通しが甘いと、まだ計上に当たってはちょっと問題ありというご指摘でございます。確かに、そういうことをきちんと詰めた上で予算計上すべきということは質問者の言われるとおりだと思います。できる限り、そういう形では、今後道路構造、据えつけ、そういうことを断面をある程度決めた上で、地先の方々の協力を得て進めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

なければ進みます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費。

9番。

9 番

都市計画図修正図化及び数値化業務委託料 724万 8,000円あるわけです。これは、 歳入の方で道の補助金ですね。緊急地域雇用創出特別対策事業推進補助金、これを 財源にしているわけですが、この事業は、実際に何人雇用されて、どうするんです か。この事業の内容を教えていただきたいと思います。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり 推進課長

お答え申し上げます。

この事業につきましては、現在設計中でありますが、今の我々の見込みといたしましては、延べ人日で申し上げますと、この業務に従事する予定者数は 424人日程度を考えておりまして、このうち新たに雇用される予定者は 270人日。わかりやすく言いますと、6人を45日間雇用するという新規雇用の推計を今しているところでございます。

9 番

まちづくり 推進課長 どういう仕事をするんですか、具体的に言ってください。測量だとか何だとか。 お答えを申し上げます。

業務内容につきましては、別にお配りしてあります議案第81号、説明資料の業務 内容のところにその内容を示しております。ここに書かれている仕事全般にかかわってくるわけでありまして、中には、専門的な知識がなければならない仕事が大半 を占めるという状況になっておる。したがいまして、地元雇用というふうに限定い たしますと、先ほど申し上げました45日掛ける6人のうち、地元では、現地調査の 測量助手という仕事が現地雇用として可能であろうというふうに考えておりまして、 そうしますと、45日掛ける1人が地元雇用ということに、今のところはなるのでは ないかというふうに推定します。

委 員 長

9番。

9 番

そうすると、補助金の性格に合わないんではないですか。そうですよね。やはり、 こういう補助金を使ってやるなら、地元ということを第一に優先に考えてほしいで すね。

昨年は、それこそ急にやったわけですけれども、漁港の管理、これをやったわけですが、あれもかなり有効な事業だったんです。そういったことで、できる限り地元の働くところのない人たちにも何とかするような事業であってほしいと、こう思うわけですが、1人が45日では大したことないですね。そんなことで許すんですか。

委 員 長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

お答え申し上げます。

緊急地域雇用創出特別対策推進事業というのは、ある特定の町ごとに予算は振り向けられますけれども、雇用創出については、その地元の雇用を何割にすべきかというようなことは、一切規定はありません。したがいまして、北海道としてこの事業によってどれだけの雇用が生まれるかということが、第一義的にあるということであります。

しかしながら、私たちとしては、こういう仕事をやる場合にできるだけ地元の雇用をというふうに考えておりますが、今回この事業の内定をいただいた背景には、この事業には一般枠と政策枠というのがありまして、その政策枠の予算に余剰があるので、追加募集というのがありました。それに我々が応募したわけでありまして、その根拠につきましては、1の事業の目的のところに書いておりますけれども、私たちの仕事の中で、都市計画現況図が作成から相当年数を経過しておりまして、現況と都市計画現況図がどんどん乖離していると。そういったことから、早急にその仕事を進めなければならないという状況にありました。そういう状況の中で、こういう制度があるということで、応募をするという手はずになりまして、今回内定をいただいたという状況であります。

したがいまして、我々としてはできるだけ地元の雇用をというふうに最初から考

えておりますが、この仕事の性格上、専門的知識を有する部分が大変多いわけでありまして、したがいまして、地元雇用としては1人程度ということでしかならないという状況に相なったことについて、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

9番。

9 番

これは別にこの補助金を使わなくても、町自体でもやれることですよね。もしそういう枠があるんであれば、もう少し考えて、地元の雇用につながるような、一般町民の雇用につながるような、そういうことを考えてほしいと思うんです。その枠だって十分あるわけではないんでしょう。私はそう思いますが、いかがですか。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり 推進課長

私どももそう思っております。この事業につきましては、事業費が 724万 8,000 円ということで、かなり高額な事業になっておる。これを一般財源ですべてということになりますとなかなか手が出せないということもありまして、ある意味では、我々としては、必要な仕事に有利な財源があったということからこれに着目したところでありますし、役場総体としては、各課から必要な事業を出し合って、ほかにも要望した事業があるようでありますけれども、その中でこれが内定になったという状況であります。

委員長

8番。

8 番

まず、1つは、歳入で聞けばよかったのかもしれませんが、いわゆる町内の違反 広告物、事務費として道から補助をいただいていますけれども、町内にそういう違 反と見られるような広告物があったというか、調べたのかどうなのか。その上で何 カ所かが出てきたんだろう。その上で道にそれを撤去するというか、指導するというか。それが何カ所あって、その対応です。そして、その結果どういうふうになったのか。そういう違反広告物についてのお金も道から支出されて、いただいておりますので、今回は事務費として歳入で上がっていますが、それに対応したんだろうというふうに思うので、その経緯について。

それから、2つ目には、今、9番委員さんが言われましたように、この緊急雇用 対策の創出事業の関係からいくと、今やろうとしている都市計画図修正、今、有利 な補助ということでしたが、本来、これは行政として、有利でなかろうと何であろ うと、計画的にやっていかなければならない問題だったんではないのかというふう に思うんです。たまたまそういう道の募集というか。正直言って、ほかの町に聞い ても、何千万円の補助とかというのであれば1つの大きな仕事をしたいということ なんですが、いずれにしても中途半端なものですから、行政の仕事で臨時を雇って、 緊急的に雇用を創出しているという言い方をされているようですけれども、本来の 仕事と、それから今回のこの緊急雇用と、問題的には、ちょっと疑問を感じる。

今、9番委員さんが言われたように、今の町内の雇用状況を見ると、さっきの例に例えて言えば、キノコの関係についても、定員から倍以上の応募者があって、人 それぞれみんな大変な、職を探していると。

今お話を聞くと、業務委託料ということで、大半は専門的な知識、いわゆる一般の町民の雇用につながるか、そういう業者の委託、そして行政の仕事の安上がりというか、補助事業でやっていくかと、そういう疑問からすると、私は非常に使い方を疑問に思う。その辺いかがですか。

まず、そういうことでどのように感じているか。

委 員 長

まちづくり推進課長。

まちづくり 推進課長

まず、1点目の違反広告物簡易除却の関係でありますけれども、これにつきましては、平成12年4月1日付で北海道から市町村に事務の権限が移譲されたものであります。もともとは、北海道建設部が直接行っていた仕事でございます。

その後、平成12年度、13年度につきましては、ほとんど目につくものがございませんでした。ところが、昨年の秋、平成14年10月ごろだと記憶しておりますが、街角に 090から始まる携帯番号の入った、いわゆる金融業者が道路施設にそういったポスター、ビラなどを張りつけるということが起きてまいりました。

これについては、我々としては、道路交通上の問題もありますが、それ以上に、町民がそのやみ金融の被害に遭うおそれがあるという立場から、除却の必要があるというふうに判断をいたしまして、業者に交渉をし、そして取っていいという一定の了解を — 得られなかったものもあるかと思いますが — 得た中ではがすという行為を行いました。一たんはがしたらまたすぐ張られるというふうになりまして、また張られたものを除却をいたしました。合わせて53枚の広告物を除却するということで、単価、1件に当たり1,400円という単価が北海道納交付金交付要綱で決まっておりまして、それに基づいて7万4,200円が収入になったという内容でございます。

それから、2点目でありますけれども、緊急雇用特別対策事業、これは緊急に雇

用を創出するために必要な事業という位置づけがされております。厳密にこの事業の内容を見ますと、例えば、厚岸町にこのたび 724万何がしかが配分されておりますが、厚岸町の雇用をということには必ずしもなっておりません。いわゆる、北海道としてトータルでどれだけの雇用を創出できるかということが1つの大きなテーマになっておりまして、北海道としては、厚岸町から雇用が生まれようが、あるいは釧路市から雇用が生まれようが、それを問題にはしないという態度であります。

したがいまして、今回の場合、政策枠という中でのこの事業の選定でありますが、 政策枠というのはどういう意味かと、私も十分承知しているわけではありませんけ れども、現在新たな産業として発展可能なと申しますか、ここでいいますと、図面 をデジタル化して扱いやすいようにするということが含まれておりますので、そう いった産業に雇用を創出させるという意味もあるのではないかというふうに考えて おりまして、したがって、この事業が政策枠として選定されたというふうに考えて おります。

我々としては、先ほども申し上げましたけれども、もっと地元で雇用の創出をできる事業にこういったお金をつけてくれればというのは、同じ気持ちでございます。 8番。

委員長

8 番

違反広告物についてはわかりました。あれは、またさらに、最近国の方で規制をかけましたから。でも、大都市へ行くと結構目につくというか、相変わらず 090、 釧路市内でも結構あるようです。

ただ、同じ広告物でも、望洋台の高台あたりで周りを見渡すと、広告というのは 結構目につく。一般客の目につくために広告を出す関係上、海を見渡すところにま た広告物がある。以前に議会でも議論になった経緯があるんですが、ああいうのは 違反ではないけれども美観を損ねるというか、美観的にはどうなのかなという疑問 はあります。

この後、景観条例というのものを新たに道でもつくってきていますし、いずれに しても、我が町でもそういった点では検討していかなければならないのではないの かというふうに思いますが、まず、1点目についてはわかりました。

2点目ですが、難癖をつけるような言い方になってしまいますけれども、都市計画図をデジタル化して、では、それをだれが利用するのと。商業活性というか、そういう活用をして、生かされる方法となると、役場関係しかないのではないのか。

あるいは、限られた業者というか、そういった関係しかないのではないのかと。非常に疑問に思います。

今言われたように、そちらの方でも、本来の雇用創出特別対策事業ということからすれば、行政の仕事の一環をそういう形を使っていいのかと。意外と、そういう今までやってきた経緯の中で、本当に雇用につながっているのかどうなのかということが非常に疑問視せざるを得ない。

今回そういう政策枠の中で、雇用につながることであれば全道どこでも構わないということですが、これ業者委託ですよね。そういった形では、先ほど言ったように、町内では、補助的な作業として6人を45日枠で採用される可能性があるということですが、これからこういった関係がまだ続くと思うんです。それで、もうちょっと、行政でなくて、一般、町の、あるいはそういう企業のというか、そういった、そして、これからもまたそのことが継続的になるような、単発的なものではなくて考えられないのかと。

先ほど、一般枠と政策枠、どこも手を挙げる人が少なかったから、たまたま申し込んだら当たったというような言い方ですよね。その一般枠の中でもうちょっと、普段からこれだけ言っているのに、雇用とつながることが、厚岸町には何か仕事ができないかとか、普段からそういうことを考えられないですか。そのことは商工観光の方に飛び火が行くわけですけれども、やはり、この緊急雇用対策、そういった点では、それこそ都市計画というか、まちづくりの方ではなくて、商工観光の方でぱっと食いつくくらいの意気込みがあってしかるべきではないのかと思うですが、いかがですか。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり 推進課長 まず、役場と限られた業者だけがその成果を受けられるのではないかというお話でございます。直接的にはそういうことが言えるかもしれません。しかし、これは、役場も前の年度で計画を立てました総合型のGISという事業をこの緊急雇用でやっておりますけれども、そういった地図情報をいつでも町民が見られる、あるいは手に入るということにつなげる第一歩かなということも考えております。必要な情報を地図上でいつも見られるということの第一歩になるのかというふうに考えておりまして、そのことは、間接的に言いますと、役場職員、一部の業者のみならず、町民全体の利益につながるものではないかということで、こういう事業申請を行っ

ているところでございます。

後段の、この事業全体の考え方につきましては、商工観光課長の方から答弁をしたいと思います。

委員長

商工観光課長。

商工観光 課 長

私の方から、緊急地域雇用創出特別対策事業の全般について、予算関係について 申し上げたいと思います。

まず、今回の政策枠ですけれども、この事業の定義としましては、雇用創出の高い産業振興、雇用対策事業などの政策的事業が該当というメニューでございます。 このたびにつきましては、まちづくり推進課長もおっしゃっていたんですけれども、いずれにしても、道の方で執行残が出たということで、今回都市計画の方でこの事業を行うことになりました。

また、一般枠につきましては、一般質問でも出ていたと思うんですけれども、もう既に平成14年から16年までのメニューが決まっておりまして、そのうち、厚岸町では2本を行う予定でございます。障害児の補助員と、あと片無去の伐採の2本でございます。

その事業の予算の関係でございますけれども、一般枠につきましては、3カ年で3億8,616万6,000円が道庁より釧路支庁分として配分されておりまして、このうち、釧路市が労働人口のシェアが高いということで65%程度ありまして、金額は2億5,241万5,000円が釧路市に配分されておりまして、残りは1億3,000万円程度しかないのですけれども、それを残りの9カ町村で行うということでございまして、一般枠は相当少ない状況となっております。ただし、厚岸につきましては、釧路市に次いで2番目のシェアとなっておりまして、5.51%程度という執行状況でございます。

以上でございます。

委員長

8番。

8 番

何度やっても気持ちがすとんと落ちてはいかないのですが、今言ったように、い みじくも雇用対策の高い目的の政策だったわけです。やはり、こういったものが3 年、4年続くわけですから、それに対して、町の方としては、これは当面続きそう だなと思ったら、障害児のあれなんかについても、こういう特別雇用創出の件が出 なくても、本来ならば行政としてやっていかなければならない仕事ではないのかと。 もうちょっと違う使い方というか、やり方というか、対応の仕方、そういったこと で真剣に考えていかなければ、今、何度雇用問題を話しても、何となく、聞いてい る限りでは、真剣になって考えているというふうには受け取れない。

反面、1人の、あるいはちょっとした仕事をすることによって、募集人員が定数 枠を超えるくらい応募者があって、定数枠以上採用するわけにはいかないんでしょ うけれども、そういう認識が非常に少ないというか、希薄に感じるというか、もう ちょっと真剣になってやってほしいというふうに思います。

こういう雇用対策については、商工観光に任せておけばいいというふうなニュアンスのとらえ方というか、ほかの課は、私の方は関係ないと。しかし、前にも話したとおり、全課挙げて、各課でまたいで仕事をつくるとか、雇用につながるということを真剣になって考えてみましょうと言っていたんですけれども、言うだけ言って、本当にそういう対応をとっているのかどうなのか。そういう対策会議というのをやったんですか。

委員長

町長。

町 長

お答えさせていただきます。

さきの一般質問におきましても、雇用問題の質問があったわけであります。その機会にもご答弁をいたしておりますが、今日の景気厳しい中で、雇用問題は行政の大きな課題となっておるわけでございまして、新規雇用者の創出、十分に行政の大きな課題として取り組んでいかなければならないということで、先ほど一般質問において答弁をさせていただきました。

そういう中で、私は、この緊急地域雇用創出特別対策事業というのはその新規雇用の創出の1つの方法であるというように考えておるわけでございまして、これだけが新規雇用の創出を図るための事業ではないわけでございまして、行政として積極的に雇用問題に取り組んでいく、これは当然のことでございますので、今後、特に若年者の雇用問題については積極的に関係各位と協議しながら取り組んでまいりたい、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

委員長

都市計画総務費、もうございませんか。

(な し)

委員長

進みます。

6項住宅費、2目住宅管理費。

8番。

8 番

以前にも問題になっていました公住の湿気対策。現在、そういった苦情とか、そ ういう話は把握されていますか。

委員長

建設課長。

建設課長

大きくあった有明の問題であるとか、そういうものは一応解消されてきておりまして、今現在、個々には、雨によってのどうのこうのというのは若干まだ一部で残っていますけれども、そういう苦情等については、ほとんどもう入ってきてございません。一応、古い住宅のその部分というのはある程度解消されましたので、それ以外個々に、多く苦情等はまだ来てございません。

委員長

8番。

8 番

その手段というか、個々に言えばいいのか、あるいは、町が定期的にそういう意見を入居者からアンケートをとるとか、そういったことは全然していないのかどうなのか。

今言われた形では、ほぼないという話ですが、白浜の関係、以前大騒ぎしたこと がありますよね。あの後、2階建ての方などからは苦情は来ていないですか。

委員長

建設課長。

建設課長

さきの一般質問のときにもお答えさせていただいてございますが、過去にはアンケートをとった形で修繕計画を立てるという形の方法もやったことがございます。 その後、入居者と管理者の懇談という形の中で、現在は進めてきております。当然、管理人の報告の中からもやらなければならない問題もございますけれども、今の場合は、平成14年5月、6月に行った入居者と管理者を含めた懇談の中から出ている部分、それから、やはり、個々に入居者から、いつどういう状況になるかというのはわかりませんから、その都度、管理人なり入居者から来たことに対して営繕対応をしているのが現実でございます。

それから、白浜については大規模に改善し、ただ、その後においても、結露なのかどうなのか状況はわからない部分というのが、やはりまだ1カ所ございます。それらについては、ご本人がいるときに行ってさらにチェックして、改善して、もう一度様子を見るというような形で、どうしても原因がなかなか特定できないという状況もございまして、そういうことで、今現在、入居者を確認した上で、その後の雨からはまだ落ちてきていないという形の中で、いいとは思っていませんけれども、

その辺またさらに確認しながら改善していかなければならないのかと考えてございます。

委員長 8番。

8 番 余りぐたぐた言いたくはないけれども、そういう状況にあったらば、では、管理 課の方に申し出れば、親切丁寧に、現地を見せていただけるならば見させていただ いて、そういう相談に乗りますというふうに理解していいですか。

委員長 建設課長。

建設課長 そのとおりでございます。

委員長 よろしいですか。

14番。

14 番 一般質問の続きになります。

図面を出していただきました。こういう形のものだというのはわかったわけです。 そこで問題は、現実に、最初に立てられた梅香の中高層住宅というのは、一般質問 でもお話したとおりの現状、あなた方もそれをつかまえておられるわけであります が、その対策をどうするのかというのが非常に大きな問題ではないかと思います。

最初に建てられた町営住宅でありますから、それ以降、今回宮園で20戸の入居募集をいたしておりますが、それに至るまで多くの町営住宅が建てられているわけです。問題は、そういうところに将来波及していく、そういうものではないかというふうに思うんです。そうしますと、現在の時点でどういうふうに対策を立てていくのかというのが非常に大事な問題だと思うわけであります。

そこで、この前も一般質問でお聞きしましたが、特に排水施設です。劣化の現象が非常に大きくて、清掃社が掃除をするそうでありますが、それさえできにくい状況になってきている。やれば管が壊れるというのか、穴があくというのか、そういう状況だというんですが、その原因について、例えば清掃社から事実を確認して、意見を聞くなり、実情を聞くなり、そういうものも交えて、あなた方は現時点でどのようにお考えになっておられるのかお示しをいただきたい。

委員長 建設課長。

建設課長 確かに、一般質問でもお答えしました。ただ、現実的に、施設整備後相当の年数 がたっている。全体的なチェック、検査を行ってない状況の中ですので、やはり、 早急に、今は、たまたま部屋の中から本管までの程度しかまだ把握できてない状況

ですから、本管も含めて早急に調査する必要があるという形で認識しておりますし、 その調査の結果を踏まえた上で、部分改修なのか全面改修が必要なのかという形も 含めて、その調査結果が出ないとはっきりしたことが出てきませんけれども、でき れば来年にでもすぐ予算化して調査したい。

調査が入り口だけではちょっとできない、検査そのものは、途中で切って全体を 見なければならないという形もございますので、そういうことも含めて全面的に見 ていきたい。それは、決して梅香ばかりではなく、次に老朽化するとすれば奔渡で すから、その辺のことについても調べていきたい、その上で対策を講じていきたい、 そのように考えております。

当然、当面の対応という形になると、既に今年度の場合は、7月でしたか、その 排水清掃をしたときの話も聞いてございますので、さらに詳しい状況も排水の清掃 業者の方から聞き取りながら検討していきたいと思いますので、ご理解をいただき たいと思います。

委員長

14番。

14 番

それは、きちんとやっていただきたい。それは、あなたの代で終わるのではなくて、次に引き継いでいかなければならないです。建ったばかりの住宅もあるわけですから、あなたはそのころまで建設課長をやっているかどうか、そのときには町長になっているかもわからないし、どうかわかりませんけれども、しかし、あなただって役場を去るときが来るわけですから、それがきちんと伝わるような形にしておかないとだめだと思います。

それから、材質の問題もあるというふうに思いますので、昭和54年、最初に建てられた当時、それから現在、仕組みから、材質から、どういうふうに変わってきているのか、その違いもきちんと押さえる必要があるというふうに思います。

それで、この清掃社は、原因としてとりあえずどういうことを言っているわけで すか。

委員長

建設課長。

建設課長

特に、清掃社の方から原因ということは、明確な答えというのは出てございません。今までの中では、やはり、トラップ付近の水漏れであるとか、パッキンでいかれている部分も当然ございます。いずれにしても生活の排水ですから、そこによって長年使われている、そういう形の中からの金属疲労なのかどうかちょっとわかり

ませんけれども、いずれにしても、特に水が漏れる、圧をかけるとちょっと漏れる 状況がでてきているというだけで、その至った原因が、単なる年数がたっただけな のか、それとも異物を挟んでちょしたことによっていかれたのかとか、そういう具 体的なことの押さえはしていませんし、清掃社の把握では、全体的にそうなってき ていると、各部屋ごと、1カ所のうちだけの使い方が悪くてそうなっているという 形ではなく、全体的にだんだんそういう形が見られてきていると聞き取ってござい ますので、やはり、先ほど言ったように、全体的な調査をしなければわからないと いう形になると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

14番。

14 番

それは、しっかりとやっていただくというお約束をしておきたいと思います。

それから、1つは、先ほども白浜の問題が出ておりましたけれども、一般質問のときはそのことを述べませんでしたが、修繕の基準といいますか、町としてどういうふうになったら修繕をするのか、やはり、基準をある程度つくっておく必要があるのではないかというふうに思います。そのことについていかがでしょうか。

委員長

建設課長。

建設課長

基本的には、一般質問のときと同じように計画的にという形で、いろいろよく言われるのは、壁紙が、あるいは壁がどうのこうの、あと畳とかという形になっていると、どうしても入居したままというのは無理だろうと。ただ、ある面では、細かな営繕というのは、その都度、申し入れがあった段階で修繕していますけれども、その辺について、もっと的確なきちんとした基準を設けて、そして、管理者なり入居者ときちんとした上でやった方がいいという提言だと思いますので、ぜひそういう形を取り入れる方向で改修のあり方というものを検討してみたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

14番。

14 番

そういうものも、やはり明確にしていった方が、対処の仕方としてはいいのでは ないかというふうに思うんです。

それから、もう一つは、今、排水施設だけですが、給水の問題もありますね。それも同じようにやっていただきたいということでありますが、この負担の問題です。 清掃社が掃除か何かをするときに、この前のご答弁では、消費税込みで 4,200円入 居者が払う、こういうふうにおっしゃっておられますが、そのことをもう一度。 委員長

建設課長。

建設課長

基本的には、排水等の関係の営繕、特に、今やられているのは、住宅の中の本管に行くまでの中、当然、生活の中での流しであれば流してから出るもの、それから、ふろであればふろから出る髪の毛だとかいろいろなものとか、それから、手洗いは手洗い。本管まで行くものは、やはり個人の生活上出てくるものであるので、そこの清掃に関しては個人の負担という形の中でなっております。したがいまして、それ以外の、本管とかの整備や清掃をまだしてございませんけれども、当然そういう基本施設になると厚岸町の中で持たなければならないと、そういうふうに考えて取り進めているところでございます。

委員長

14番。

14 番

これは前にもお話したことがありますけれども、住宅の附帯施設について、あなたは一部は入居者が持つんだというふうにおっしゃっておられるが、公営住宅法の21条では、修繕の義務というのが規定されていますよね。それでは「事業主体は公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設、その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要が生じたときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕する必要が生じたときはこの限りではない」というふうに規定されております。

この国土交通省の省令で定めている附帯施設とは何かということになるわけでありますが、これは、公営住宅法の施行規則の第9条で、修繕の義務のある附帯施設というふうにうたわれております。「法第21条に規定する国土交通省令で定める附帯施設は、事業主体が管理する給水施設、排水施設(汚物処理槽を含む)、電気施設、ガス施設、消火施設、共同塵芥処理施設及び道とする。ただし、給水栓、点減機、その他附帯施設の構造上重要でない部分を除く」というふうに規定されているわけであります。ここの解釈の問題です。どうとるのか。これは大事な問題だと思います。

これは北海道ではどうなっているのか。北海道は道営住宅を持っていて、維持管理をしているわけです。これがどうなっているのか。それから、その他の市町村ではどうなっているのか。そういうことを勘案した上で、あなたは 4,200円というふうに言っておられるのかどうかということであります。

委員長 休憩します。

休憩時刻14時12分

委員長

再開します。

再開時刻14時40分

建設課長。

建設課長

大変貴重な時間をおかけいたしまして、まことに申しわけございません。

時間内で、管内の中層住宅関係の排水の清掃にかかわるところの全面的なものは 把握できませんでしたけれども、今知り得る情報の中では、道営住宅と白糠と厚岸 が、基本的には、集合管を除いて施設内部から集合管に行くまでの間は個人負担に よって維持整備している、清掃しているというのが実態で、他地区の弟子屈である とか、標茶とかとかでは、定期的に行って町が負担しているというような形で、管 内的にもばらつきがございます。

したがいまして、厚岸町といたしましては、施設が壊れるという部分については 当然修繕が必要ですから、基本施設から町がやるんですけれども、たまたま管から 以降については、個人の出す排出物の中で、個人の中で生活にかかわるものだから 維持してほしいという考え方の中から、明確に厚岸町のこうと決めた形では言って ございませんですけれども、従来そういう形で行ってきたというのが現状でござい ます。今後を含めて、さらにこれらの対応について、先ほど申し上げたようにこれ からの改修方法も含めて、それらについても検討してまいりたいと考えております ので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

14番。

14 番

先ほど、私が公住法の21条と施行規則の9条を読み上げましたけれども、そういうあれはないですね。入居者が負担するものは、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕する必要が生じたとき、それから、ただし書きが9条ではあって、給水栓とか点滅機、その他附帯施設の構造上重要でない部分を除くというふうになっています。この辺を素直に読めば、私は、負担すべきものではないのではないかというふうに思うんです。その点はきちんともう少し調査研究なさって、しかるべき結論を出していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、退去時、公営住宅を出ていくとき、それから公住内で住 みかえをやる場合に、原状回復の責務があるというふうに言われておりますけれど も、町はどういうふうな取り扱いをしておられますか。 委員長

建設課長。

建設課長

1点目の排水関係については、従来の考え方は確かに書き物にはございませんけれども、修繕にかかわるものについては基本的に町という考え方で、ただ、今までの管の中というのは、清掃維持という形の中の考え方で、多分そういう振り分けをしていたと思いますけれども、今後その問題については研究して、きちんと対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、2点目の関係でございますが、退去時、さらには住みかえ等のときには、 当然入居者の責めに帰すべきところのものも出てまいりますので、それは、お互い 入居者退去時に現地確認した上で、入居者の責めに帰すべきもの、町がやらなけれ ばならないことをきちんと整理した上で行ってございますので、ご理解いただきた いと思います。

委員長

14番。

14 番

これについても一定の基準があると思うんですが、それはどうですか。

委員長

建設課長。

建設課長

基本的には、お互い双方確認して行うという形。当然町がやらなければならないもの、個人がやらなければならないこと、それぞれ違いますので、双方確認の上行っていることが現状でございます。きちんとした基準というか、それは基本的に入退去時に、ちゃんと心得の中に書いてございますので、そういう形で行っております。

委員長

14番。

14 番

双方確認とか言うけれども、あなたみたいなおっかない人が立ち会ってやれば、 言いたいことも言えないということになりかねないんではないかと思います。どう なんですか、それ。

基準があるんですよ。国土交通省はこういうふうに言っているんではないですか。 「入居者の退去時の修繕義務については、入居者の故意や過失がなければ、通常生活に伴う自然消耗の修繕は貸し主の負担」。私が一般質問で申し上げた民法第606条です。賃貸人の修繕義務、これに基づいて、貸し主である町が修繕義務を負うことが明確になっているんだというふうに思うんですけれども、いかがですか。

それから、もう一つは建設省当時に、平成10年に「原状回復に関するガイドライン」、こういうものを示して地方自治体を指導しているというんですが、そういう

ものはないんですか。

委員長

建設課長。

建設課長

お答え申し上げます。

質問者が言われるとおり、基本的にはそういうガイドライン等もございます。ただ、厚岸町としては、当然入退去時を含めて、個人の責めに帰すべきものという形では、故意にとか、そういう形でいったもの。年数がたってやったものまで、長くいたからという形ではなく、あくまでも個人の責めに帰すべきものという形については個人負担してもらいますけれども、基本的なものについては町として改修を行っていくというような考え方で取り進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

14番。

14 番

それではわからないんですよ。

例えば、ガイドラインがあるとすれば、ガイドラインがどういうふうに書かれていて、それについて、町はそれに照らしてどういうふうになっているのか、私もガイドラインそのものは見ておりませんけれども、どうなんですか、それは。ただ、あるということだけはわかっている、後は町独自でやっているんだと、これでは困るんですよ。

委員長

暫時休憩します。

休憩時刻14時50分

委員長

再開します。

再開時刻15時02分

建設課長。

建設課長

再度貴重な時間をいただきましてまことに申しわけございません。

質問者が言われたとおり、国土交通省における退去時におけるガイドラインのも のが今探し出せなくて、対比した形でのご説明ができかねますので、厚岸町の対応 としていることだけ説明させていただきます。

入居決定時を含めて、入居心得の中に、入居者が負担すべきものとして8項目、 給水設備のない蛇口、パッキンの修理、取りかえ及び水道止水栓から水抜き栓まで の解凍(ただし、その原因が入居者の責任によらないものは除く)、2として、雑 排水取りつけ部品、排水目皿、ゴムパッキン等の修理、取りかえ、それから、3と しては、電気設備のうち電灯の点滅機、コンセント、コードペンダント、電球、蛍 光灯、傘、チャイム、ソケット、換気取りかえの修理、取りかえ、4としては、内壁がはげた場合の塗りかえ、流し台・コンロ等の修理、取りかえ、5として、畳、ふすま、ガラス、障子、カーテンレール、その他内部建具の修理、取りかえ及び洗浄等を紛失または破損したとき、6として、電気の修理、取りかえ、7として、戸棚、下駄箱等の修理、取りかえ、8として、共用部分の電球等の修理、取りかえ、これが入居時の約束事の入居者の負担に帰するべきところでございます。

退去時におきましては、当然入居の段階で敷金等もいただいてございます。その中において、これら以外のもので個人の責めに帰すべきものの修繕が必要な部分については、その中から修理することを入居者と確認し、修理を行っている。それ以外ものについては、当然財産管理者である厚岸町の方で修理していくという形が厚岸町の取り進めでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

14番。

14 番

私、素人なんです。あなた方は玄人なんですから、ゆめゆめ田宮にいじめられたとか、そういうふうな考えをお持ちになるということは困るんです。素人なんですから。あなた方は玄人だ。

それで、先ほど宿題が残りましたけれども、この問題いついても宿題として。か えって厚岸町の基準の方が進んでいるかもわからない。よくわからないですよ。だ から、その辺は十分に次の議会までにでも明確にしていただきたい。

今の問題は国土交通省ではございません。平成10年、当時の建設省が出したガイドラインですから。

最後にもう1点お伺いいたしますが、公住法の21条で修繕の義務を負うものについては、これは一般質問でも論議をしましたけれども、町が自前でお金を出さなければならない、補助制度はないんですね。ところが、平成12年、ストック総合整備事業ということで、国が補助を出す制度ができている。これに基づいてそれぞれの市町村が計画をつくれというふうなことがあるようでございますが、それはご承知でしょうか。

委員長

建設課長。

建設課長

知っております。当然、前の一般質問も含めて、今、その前提となる段階では、 住宅マスタープラン、そういう形の中で町営住宅のあり方を含めて検討し、ストック総合利用活用という中で計画づけする。それをすることによって、建てかえであ るとか、補助の対応できる修繕方法であるとか、そういうものができてくるという 形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

14番。

14 番

補助率はどういう率になっていますか。補助の中身、国がどのくらいお金を出す のかということです。補助割合といいますかね。

委員長

建設課長。

建設課長

今現在手元の方に、ストック総合活用計画をつくる段階で、まだ補助そのものまで具体的には押さえ切っていないので。ただ、当然計画をつくる段階で……今はっきりしたことはわかりませんが、建てかえとか修繕とか、それによって率も違ってきますので、それらについては、今明確にお答えすることはできませんが、当然、今後の公営住宅の建設計画の中で、その辺をきちんとしていかなければならない。

建てかえ計画だとか、新規に建設するとか、それと営繕によって、営繕でもグレードアップであるとか、今の時代であれば、エレベーターのない公営住宅というのは大変ですから、それらも含めていろいろありますから、それによって若干補助率とかが違ってくる要素がございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

14番。

14 番

公営住宅ストック総合改善事業という事業があるというのはおわかりなんですね。 それは国庫補助が出るというのもおわかりなんですね。けれども、中身はよくわからないと。それでマスタープランをつくるんですか。よくわからないでマスタープランをつくってしまうんですか。

委員長

建設課長。

建設課長

今現在、公営住宅の建設を進めている宮園団地の建てかえ計画だけでございまして、この後、公営住宅を整備していこうとか、建てかえしていこう、その大前提にストック利用活用計画ができなければ、その計画に乗っていけない。今、新たに公営住宅の建設計画を立てようというときには、今のストック活用事業の中も含めてきちんと位置づけしなければ事業対象になっていかないという形になっていますので、当然それらを前提としてストック活用事業を樹立していかなければ今後の公営住宅の計画が進んでいかないということでございますので、ご理解いただきたい。

委員長

14番。

14 番

私、意地の悪い質問をしているんではないんです。それはおかしいんではないか

というんです。だって、このストック改善事業というものをやっていく上では、財政的な問題が大変大事なわけでしょう。自己負担だけではないわけですから、補助が出ると。そうすると、計画の中身がはっきりしてくるわけですね。これだけの仕事をやればこれだけの補助が出ると、それで、これだけの仕事ができると、これが当たり前なんではないですか。それが出てこないから、私が聞いているんです。おかしいんではないかと。また時間が長くなりますか。余り長くなるのは、私、好みません。

委員長

建設課長。

建設課長

公営住宅のストック総合改善事業という形の中では、根拠法令は公営住宅のストック総合改善し、補助金交付要綱という形がありまして、公営住宅ストック総合改善事業補助金交付要綱第4に基づき位置づけられた施設・公営住宅の改善経費、個別改善、全面改善という形がございまして、国費補助2分の1という形になってございまして、残りについては公営住宅の建設事業債100%という形の事業にはなってございますが、当然、それらの計画の中で、それで何を行うかによって、また若干細分化されてくると変わってくる。

ただ、いずれにしても、具体的に厚岸のこれからの公営住宅をどうするかという 形をきちんとするためにも、まず、住宅マスタープラン、次にストック総合活用事 業を位置づけしていかなければ、公営住宅の改修・改善とか新設とかというのは難 しい状況になっているところでご理解いただきたいと思います。

委員長

14番。

14 番

だから、進めていく上では、財政の裏づけがなければ生きたものにならないわけです。今、お話で、補助率が2分の1というふうにおっしゃっておられます。国の補助というのは、かかっただけの2分の1ではないですね。国が決めた補助基準の2分の1ということになるわけですから、これはかかっただけの2分の1というふうには考えられませんけれども、一応そういう基準が出されて補助が出るということなんです。

それと、町はこれぐらいお金を出せばこれだけのものができるということが出て くると思うんです。そこのところをお伺いしているんです。そういうことなんです よ、私がお伺いしているのは。だから、そこのところが何もなくて、つくっている、 つくっている、つくるんだ、つくるんだというんでは、財政の裏づけがなければ、 どんな立派な計画をつくったって実現は不可能ですよね。そのことを言っているんです。

委員長

建設課長。

建設課長

少なくても、今は、住民の方々の意見も聞きながら、住宅マスタープランの中で 今後の町営住宅のあり方も議論されてくる。その中でどういう計画を位置づけして いくかという中では、それらの費用としては、今言ったストック総合活用事業が必 要、その部分が2分の1。

しからば、どこにどうするかという具体的なものがまだ出てない中での議論なものですから、的を得ないような答弁になりましたけれども、基本的には、今回の住宅マスタープラン、さらには、それに基づいて町営住宅のあり方をきちんと議論された上で、ストック総合活用事業の中でどういうふうに整備していくべきかを議論し、その中の事業として2分の1の国費補助をいただいた事業を取り入れ、今、質問者の言われている補助基準額ということがございますから、そういう中で整備を進めていくことになるんですけれども、今のところ、どこにどういう形で、どこをどう改善ということはまだ具体的になってございませんので、事業費的なことを説明できませんけれども、考え方としてはそういう中で進めていくという形で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

なければ進みます。

3目住宅建設費、ありませんか。

(な し)

委員長

9款教育費、2項小学校費、2目学校管理費、4目学校建設費。

9番。

9 番

真龍小学校の耐力度調査事業なんですが、当初予算 1,400万円、今回 544万 2,000 円の減額でございますが、この事業は当初予算を組んだ予定どおりの事業がなされたんですか、それをお聞きします。

委員長

建設課長。

建設課長

真龍小学校の耐力度調査事業ですけれども、基本的には、当初予定された項目のことは進められてございます。ただ、当初予算で見たのは、見積もりを必要という

形の中で見たんですけれども、最終的には、新しくその後に道としての設定基準の設け方というのができまして、その意味では、ちょっと金額が落札減といいますか、その後の実施設計の段階で予算が落ちたと、それで大きな金額の落ちになったということで、事業目的そのものはすべて行われておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

9番。

9 番

昨日も農林事業の決算の中で言いました。予算の組み方が非常にずさんなんです。これぐらいいったら予算に対して61%ですよ、これでは余りにも。当初予算だってかなり厳しい状態の中でやっているわけですから、これがもし80%ぐらいの線でいったら、まだ何か1つの新しい事業が生み出せるかもしれない。これだけ余るんだから。そういったことをきちんとして予算を組んでいただきたいと思うんです。

何か大きなくい違いがあって仕方ないにしても、少なくとも70%か80%くらいの 予算を組むべきですよ。ということは、こうやって財政が苦しくなればなるほど、 当初予算にいろいろなことをやりたいわけだ。こういう、むだと言ったらおかしい けれども、使わない金が 500何万も組まれているわけだから、新しい事業をやりた くてもやらなかったと、そういうことになるわけです。

まだまだ町民要望がたくさんあると思います。それは皆さん各課でわかっていると思います。それを、できれば当初予算に組みたいわけです。そこらあたり、昨日も言いましたように、補正予算も組んだ、補正予算の金額がそれだけ全部不用額になってしまう、そんな予算の組み方ってないと思うんですよ。何ていったって、やはり地方自治体は予算をもとにして動いているわけですから、そこらあたりの考え方をもう少し改めてもらいたいと思います。

この事業に対しては、当初予算の61%で仕事が終わっているわけです。90%、100%の予算を組めとは言いませんよ。けれども、もう少しそこらあたりを考えてほしいと思うのですが、今後の予算の編成の組み方について、町長の考え方をお聞きします。

委員長

町長。

町 長

先般も松岡委員から指摘がございまして、並びに田宮委員からもかつてはあった ことであります。予算の組み方については、的確なものでなければならない。この ような不用額が増加するということは、新事業に対する影響も極めて大きいわけで ございます。

今、真龍小学校の耐力度調査については、当初予算よりも 544万円減額されている。それなりの理由があったわけでありますが、しかしながら、今後予算編成に当たりましては、正確さをもって、不用額のできるだけ少ない中で、確信を持って進めていかなければならない、当然のことであります。今日の財政厳しい中では、しかといまの指摘を受けとめて、今後とも正確な予算編成をやっていきたい、かように思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

他にございませんか。

なければ進みます。

3項中学校費、2目学校管理費。

16番。

16番

太田中学校の部分なんですけれども、中学校の生徒並びに教師の方から、昨年度 あたりに厚静小学校の方のトイレの改修工事とかいろいろあったときに、私も建築 の方をやっているものですから、トイレの改修工事ということについて随分依頼が あったり、いろいろ聞かれたこともありまして、今の太田中学校の便器の形状と個 数みたいなのを把握しておられるかどうか。

委員長

暫時休憩します。

休憩時刻15時21分

委員長

再開します。

再開時刻15時26分

教育委員会管理課長。

教 委 管理課長 時間をとらせて申しわけございません。

ご質問の太田中学校の生徒の方の便所の形状と個数のご質問でございますけれど も、当中学校につきましては、くみ取り方式でございまして、和式の形状になって ございまして、10個の便器がございます。

委員長

16番。

16 番

和式の便器ですよね。平らな床に盛り上がっている部分というのは、金隠しの前の部分だけなんですよ。今どき、一般家庭にでも、そんな便器がついている家は探 そうと思ってもないんですよね。うちらも、よくその便器を壊して取りかえてくれ というんだけれども、なかなか売ってないぐらいなんです。強いて言えば、リース 会社の簡易トイレにそういう便器がついているくらいで、今どきなかなかない。 小学校は立派ですから、隣の中学校に行くと、生徒がトイレに行って、下が見えていておっかなくて、おしっこ、うんこができないと言うんですよ。小学校からぽっと入って、その便器になれていれば中学校に行っても安心なんですけれども、小学校でいい便器でしていて、中学校にぽっと入ったらみんなびっくりして、「これはすごいな」というふうに言うらしいんですよ。そういった問題があるので、そういったことを調査をきちんとしているのかどうか。

また、ほかの学校もなかなかそういう便器はないのに、太田中学校だけそういう 便器があるということの、改修するという時期的な何か決まりとか基準とかがあっ てやらないのか、住民の声がないからやらないのか。希望があって、住民の声がば んばんうるさいから、仕方ないからあちこちやってと。厚静小学校も2年連続で改 修工事に入ったりしているけれども、太田は全然ないと。では、太田からそういう 希望、要請がないからやらないというのか、その辺の改修工事のやるやらないの時 期、それから内容、その辺がいまだによくわからないんです。その辺をお聞かせく ださい。

委員長

教 委 管理課長 教育委員会管理課長。

お答えを申し上げたいと存じます。

各家庭におきましても、町内の市街地におきましては水洗化が進んでおりますし、また、簡易水洗化のご家庭も非常にふえているということで、児童・生徒もそうした便器を使用しているところが多いということで、こうした和式の部分については若干不安があるといいますか、使用したがらないという傾向はちょっと最近ございまして、教育委員会といたしましても、市街地以外の学校におきまして、年次計画的に簡易水洗に切りかえてきたところでございまして、最近におきましては、尾幌小・中学校、さらには昨年度におきましては厚静小学校というふうに、年次計画をもって進めているところでございます。

こうした中には、当然太田中学校の部分についても計画に入っているわけでございまして、第4次実施計画の位置づけの中では、平成16年度に簡易水洗化をすべく計画に乗ってございます。来年度になるわけでございますけれども、教育委員会としても、来年度の実施に向けて努力してまいりたい、このように考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

16番。

16 番

簡易的なトイレで、便器を取りかえるということですね。それと、平成16年度の 計画になっているということなので、この平成16年度の計画を立てたら、これを必 ずやるというか、なくなるということは絶対ないですよね。それをもう1回お聞き したいと思います。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委管理課長

現在の計画につきましては、まず、簡易水洗化というのが1つと、それから、便器については学校の現場の方ともその辺は話し合っていかなければならないと思いますけれども、洋式の便器というのが考えているところでございます。

この総合計画の実施計画の中に一応は位置づけられてございます。私どもも、そうしたことで実施に向けての努力はしているわけでございますけれども、町全体の中の計画でございますから、その辺につきましては、いろいろな情勢、財政状況でありますとか、あるいはほかの緊急の部分のそういったこともございますけれども、私ども教育委員会としましては、計画どおり実施に向けて努力をしてまいりたいと、このように考えてございます。ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

16番。

16 番

普通の住民や私みたいに普通のわからない人間だったら、平成16年度計画していますと言ったら、「ああそうですか、よろしくお願いします」で、そこで答弁は終わってしまうんですよ。でも、いつでもなかなかやらないからあえて聞くと、その計画もやらないかもしれないといったら、なんのための計画なのかなというふうに思ってしまうんですよね。私がこうやって聞かれたら、住民にどうやって答えればいいんですか。「平成16年度に計画しているけれども、もしかしたらやらないかもしれないんだって」というふうに言えばいいんですか。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

私の方からお答えさせていただきます。

この総合計画の3カ年実施計画と申しますのは、3カ年の計画でありますけれども、この冊子にも、毎年度ローリングを行うというふうに書かれております。この趣旨は、財源推計というのは、当該年度につきましてはある程度シビアに推測することができるわけでありますけれども、その以降の年度になりますと、今話がありましたように、新たに緊急の事業を行わなければならないといったような要素も十分考えられますし、あるいは、当該年度で行った財源推計が、翌年情勢が変わって

大きく狂うというようなことも往々にしてあるわけであります。したがいまして、 そういった情勢の変化に基づきながら見直しをしていくというのが、この3カ年実 施計画の趣旨であります。

しかしながら、3カ年実施計画に乗ったものは住民の期待度も高いわけでありますから、できるだけそれが実現できるような努力は、我々常にしているつもりであります。しかしながら、そういった情勢の変化によっては、できない事業も時としては起きてくるというのが現実でございます。

委員長

16番。

16 番

教育の部分にお金をかけてほしいということは再三私の質問の中でずっと言ってきているんです。たかが10基の便器、取りかえたって、配管関係が幾らかかるのか、それから便器が大体どのくらいするのかといったら、ウォシュレットつきの立派な便器をつけても8万円から9万円なんです。10基つけたって80万円、90万円なんです。排水関係だって200万円そこそこでできる計画だと思うんです。

どんな試算をして、できるとかできないとかというふうに、何を根拠にして、できるできないと言うのか、その辺を聞かないとわからないんですよ。 1,000万円かかるからできないというのか。結局、できるできないというのは金額の問題でしょう、対象がわからないんですよね。どのくらいの計画だったら3年計画でできるけれども、どのくらいの金額だったらできないんだというのをきちんと言ってくれないと、ただ3年計画で無理したらできないかもしれない、無理したらできるかもしれないという部分だったら、全然それは私たちには伝わってこないです。もうちょっとその辺詳しく聞きたいです。

委員長

町長。

町 長

私からお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、今の実施計画は第4期総合開発計画の4次の3カ年計画であります。その中に太田中学校のトイレの問題がのっておるわけであります。今のところ、男子便所4基、女子便所4基、あわせて約250万円を予定をいたしておるわけであります。すなわち、太田中学校のみならず、それぞれの事業計画というのは、3カ年計画の中でできるだけ最善の努力をして実施をするということでございまして、しかし、この中にのってない事業があらわれたとするならば、ローリングをしてその年次計画に取り上げられるという手法で、まちづくりがなされておるわけで

あります。

そういう中で、3カ年計画にのったという可能性からしますと、実施が極めて大きいというとらえ方をしていただきたい。しかしながら、突然とした財政事情によって、すべてができるかといえば、ここで、平成16年度は太田中学校のトイレ改修については簡易水洗にしますという断定したことは言えません。ただ、可能性は極めて強くなっているということで、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

16番。

16 番

全部を直してくれということは、学校の方でも、生徒の方からの要望もないです。 もし、予算が少なければ、半分半分だけでもやっていただきたいというふうにお願 いして、終わりたいと思います。

委員長

町長。

町 長

町長といたしましても、財政事情を踏まえながら、太田中学校の簡易水洗事業に ついては最善の努力をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたい と存じます。

委員長

他にございませんか。

4番。

4 番

中学校の外壁の改修工事です。どの程度の改修、その内容、そしてまた、大きな 金額ではないから大した大きな改修ではないと思いますけれども、あの学校の体育 館何年たちますかね。もう壁がいかれるんですかね。その改修の内容をお聞かせい ただきたい。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委 管理課長 お答え申し上げます。

このたび補正でお願いしている部分につきましては、太田中学校の屋内体育館の 外壁改修工事でございまして、この外壁のうち、特に老朽化がひどい南面外壁の全 面張りかえをしたいということと、あわせまして、南面以外の部分で非常に劣化が 著しいサイディングの部分を何カ所か取りかえるということでございます。

当体育館につきましては、昭和57年11月に完成しておりますから、既に20年を経 過いたしまして、風雪等、あるいは当時のサイディングの部分についても、当時の ものとしては最高のものですけれども、現在のように丈夫なものではないといいま すか、そうしたこともございまして、そうした長い間の風雪によって劣化してきて いるということでございまして、財政状況も非常に厳しい状況にございますので、 そうした一番ひどい部分を含めまして、外壁の改修を行うという内容でございます。 4番。

委員長

4

番

建築後20年、そのくらいになると、大体普通の建物であるとペンキの塗りかえであるとか、何とかと、そのくらいのことをしなければいけない時期に来ていると思うんです。あそこはコンクリートでがんとつくったような建物に理解していたんですけれども、そういうものではなかった。体育館の南側の方の壁だけがいかれたと、そういうことなんですか。ちょっとその辺。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委 管理課長 当施設につきましては、鉄骨に、上部の方がサイディング張りというようなことでございます。20年も経過しておりまして、全体的には老朽化しております。ただ、特に南面外壁の部分が穴があいている部分が非常に多いということでございまして、この部分については全面的に取りかえた方が、後々の全面改修なり、そうした部分を考えると、この一番ひどい部分については今回改修をしたいということで、そのほかの部分についても、特にサイディング部分で劣化している部分については、その部分だけは取りかえて、応急的に対応していこうということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

4番。

4 番

そうすると、部分的に、今回は体育館の南側の方ですか、そこがちょっと劣化していると。だが、本体の方の外壁もやはり同じ時期につくっているわけですから、当然そういうことも考えられますよね。今後、その方の劣化の度合いというんですか、もちろんそういう検査も必要であろうし、当然そういうことも今後いかれるであろうという、同じ時期に建てているんですから、そこだけということにはならんと思うので、やはり、今後もそうして計画的に改修していく。一遍にできないにしても、やはりそういうことも考えなければいけないのではないのかと思うんですが、その点いかがでしょう。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委 管理課長

再度の質問でございますけれども、特に一番老朽化が激しくて、すぐにも改修の の必要な部分については南面ということで、これについては全面的に取りかえてい くということでございます。そのほかの部分につきましては、予算の関係もござい ますし、当中学校以外にも補修の必要な学校もたくさんございますけれども、そういうところも考えまして、とりあえずは南面以外の外壁については、劣化の著しい部分については取りかえて、改修していくということです。いずれにしましても、今後屋根の塗装の部分とかそういったことも出てまいりますけれども、そういった部分については、今後長期的な改修というようなことで、私どもの方も計画していかなければならないというふうに考えてございます。

こういった財政状況、あるいは改修を必要とする学校もほかにもございます。いずれにしましても、そうした長期的に立った計画については検討してまいりたいと思いますし、また、毎年のそういった修繕については、予算の中の小修繕、そういった中で改修してまいりたいと、このように考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

委員長 他に、学校管理費ございませんか。

(な し)

委員長 なければ進みます。

3目教育振興費。

5項社会教育費、6目情報館運営費。

6項保健体育費、3目温水プール運営費、4目学校給食費。

(な し)

委 員 長 進みます。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費。

(な し)

委員長 進みます。

12款給与費、1項給与費、1目給与費。

7番。

7 番 ここでお伺いいたしますが、国は、今、三位一体改革と唱え、各種補助金削減、 地方交付税の見直し、我々地方自治体の財政が危機体制に陥っていく中、この先厳 しさが予測されるものであります。厚岸町も財政再建と申しましょうか、財政改革 を推進していかねばならないことで、今、町も真剣に知恵を絞って頑張っていると ころであります。

そこでお伺いしますが、町条例の特別職の職員の給料に関する条例、その中の第

5条期末手当の3に「特別職の職員が受けるべき給料の月額のその額を 100分の15 を乗じて得た額を加算した額とする」という条例があります。この条例は、早く言うと、三役の皆さん方に今の給料から15%上積みして賞与を与えなさいということだと思うんですが、この条例は平成2年に施行し、今現在も適用されております。

この条例の目的は、私の聞いた範囲の中では、民間と特別職の皆様方の給料が余りにも格差がありますので、それを期末手当でバランスをとるために施行されたと聞いております。もしそうだとしたならば、今、言うまでもなく民間は大変厳しく、従業員の削減、企業の縮小、そして新聞報道によりますと、期末手当は20%から25%削減している民間も多いと報道されております。それならば、この条例はぜひ見直すべきではないかと思いますが、まず、町長の考えを伺いたいと思います。

委員長 総務課長

総務課長。

まず、期末手当に関する、いわゆる加算と言われる部分でございますけれども、 この内容についてご説明申し上げたいと思います。

今、中屋委員さんがおっしゃられたとおり、厚岸町では平成2年にこの加算を設けてございます。特別職の給与のほかに、一般職の職員の給与の中にもあるわけでございます。この性格につきましては、委員さんもおっしゃられておりましたけれども、基本的には国のいわゆる人事院勧告の制度、これに基づいた形で、国が国家公務員法の改正になってございます。それに準じた形で、厚岸町の給与体系についても行われているという内容でございます。

特別職の場合につきましては、今現在につきましては、これに固定されているわけでございませんけれども、従前国家公務員の指定職の俸給表という部分を準用するような形で、それを1つの目安に、各町村とも定められてございます。

それによりますと、国のこの給与表を準用するような形をとりますと20%の加算額というふうになるわけでございますけれども、厚岸町の特別職につきましては、一般職員の加算額の上限といいますか、15%でございますけれども、その15%の加算の措置をとっているという内容のものでございます。なお、参考までに、一般職で申し上げますけれども、これにつきましては、管内すべての町村で、給与表の8級、これが15%、それから6、7級にある者が10%、4、5級が5%、こういうような形で位置づけられている内容のものでございます。

なぜこの加算割合というものがあるのかといいますのは、ご案内のように、公務

員の場合、町村職員の方でもそうなんですが、期末手当の支給率というのは、すべて一定の率になってございます。ただ、これを民間との比較の中では、民間企業の方におきますと、いわゆる役職によっては期末手当の率、支給額が高くなっている。こういうような状況を踏まえまして、人事院勧告でこのような加算措置による格差、そういうようなものを制度として出されたという内容でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長

7番。

7 番

今の説明では、私はあくまでも特別職を見て、参考にして、今お伺いしたんですが、それだけ幅広く15%上積みされて — 5%の人もいるけれども、出されているということは、今初めて知りました。

この条例に基づいて、道内はもちろんのことながら、釧路管内でもこれを廃止している自治体がたくさんある。釧路管内でもですよ。だから、厚岸町の財政が大変厳しいと。私は、給料を下げろだとか、ボーナスを下げろだとかというのでなくて、この15%上積みされている分だけ考えられないかと。それは、国の政策に基づいてやっているかもしらん。でも、そういう自治体が非常にふえてきているんですよ。

その理由の1つとして、先ほど私が述べました民間とのバランスをとるために15%上積みしなさいということなんですが、今は民間と逆転してしまったような状態と私は思っています。そうしたならば、厚岸町も財政難で大変厳しい、平成16年には本当に今年以上に厳しい状態になるので、15%のこれは見直したらどうなのかということを質問したわけでございますので、その点町長の考えを伺いたいと思います。

委員長

町長。

町 長

お答えをさせていただきたいと思います。

昨日竹田委員からも、今日の財政状況を踏まえる中で、人件費の問題についてのるるのご質問があったわけであります。私も、今日の財政事情を踏まえれば、特別職の給与のあり方というものは、検討をしなければならないという考えに基づき、過去においては審議会に答申いたし、減額をいただいておるわけであります。

ただいまご指摘を受けました期末・勤勉手当にかかわる加算割合の件でありますが、ただいま釧路管内のお話もありましたけれども、大体基準的には、釧路管内町村会の中で、給与を含めいろいろと整合性をとっております。ただ、今、釧路管内

でやってないところがあるというお話でありますが、すべて同様の加算割合をとっております。このことについてはご理解いただきたいと存じます。

委員長

7番。

7 番

阿寒町もこれを廃止していますね。15%上積みするやつ、たしか今年の4月からかな、今資料を持っていないもので。釧路管内において見直ししている町村もあります、これから検討するという町村もあります。

やはり、町長、みずから厳しく、町民にも厳しくやって、初めて心がつながるというか、理解してくれると思うんですよ。でも、自分などのはガードして、国で定められているから15%上積みしていいんですよ。けれども、町民には、例えば敬老会の見舞いの金もカットします、また、ほかの事業に対してもカットします、というのではなくて、みずから厳しく対応してもらいたい。ぜひ、この15%の問題に対して前向きに検討していただきたい、そのように再度お願いします。

委員長

町長。

町 長

お答えをいたします。

昨日も言いましたけれども、今日の財政の厳しい中で、町長みずから身を削りその範とならなければならない、そういう姿勢で、四役の報酬、給与等も、また職員含めてご理解をいただいてきたところであります。そういう中で、平成14年11月22日現在では、釧路支庁管内のすべての町村において加算割合が厚岸と同じような割合を示しておるわけであります。

ただいま指摘がございました他の町村とのお話がありましたけれども、私といた しましても、みずから身を削る考えの中で、今後とも財政を踏まえながら検討しな ければならない課題であろうと、そのように私も認識をいたしておるところでござ います。どうか、今後の課題としてご理解いただきますことをよろしくご理解いた だきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

なければ、以上で歳出を終わります。

それでは、10ページに戻っていただきまして、第2条地方債の追加、変更。 4ページをお開きください。

地方債の補正、追加、変更、ございませんか。

(な し)

委員長

総体的にございませんか。

14番。

14 番

総体的ということでお尋ねをしたいのですが、総体的ではないかというご指摘を 受けるかもわかりませんが、町政執行の基本になるというものです。

情報公開の問題であります。ご承知のように、1番委員との間で、予算委員会で 論議が交わされておりました。その中身について、私は云々するというものではあ りません。人のしり馬に乗って質問をするというのは余り好きではありませんので 控えておりましたが、私は、あのやりとりを聞く中で、怒りを禁じ得ないんです。

私も、情報公開条例をつくるときに、皆さんと論議と闘わしながら情報公開条例をつくり上げたわけです。私も、他の町村の議員から、厚岸町の情報公開条例を参考にしたいので送ってほしいというような要請も受けました。その条例の基本が、理事者の答弁を聞いていると、ゆがめられてきている。あの情報公開条例をつくったときの気持ちがゆがんできているんではないのか。これは、私だけではなくて、あの論議が終わって昼休みに入りましたけれども、先がどうなるんだろうと、そういうふうに言っている委員もおられるわけであります。昔は「よらしむべし、知らしむべからず」と、とにかくおれを頼っていろと、何もほかのことは知る必要はないんだというようなことで来たわけですけれども、今の時代はそうではありませんね。

そして、町が持っているすべての情報は、町民との共有の財産です。すべて町民に明らかにされる必要があるんです。しかしながら、限定的に、しかもそれは消極的に、一定部分公開を非開示にするというふうに条例は定めております。今言ったように、非常に限定された、そして、それは決して積極的なものではなくて、大変消極的な決め方なんです。主権者である町民が、自分が払った税金の行方を知るというのは当然の知る権利に基づくものではないんでしょうか。

あのやりとりを聞いていますと、対策費がいろいろな形で出されていった。私は、助役が自分の金で買って贈ったというならいいんですけれども、そうではないでしょう。非開示にする何の理由があるのかというふうに思うんです。そのことが野放しにされるとするならば、一体、せっかくつくった情報公開条例がどうなるのかという危惧でいっぱいになるわけです。

私は、そういう点で、初心忘れるべからずということわざがありますけれども、 ぜひ、あの条例を制定したときの、お互い論議を闘わせたときの、あの時点に戻っ ていただきたいというふうに思うわけであります。それがさらに、悪い方へ行こう とするのであれば、情報開示を求めて非開示になれば、私は断固として争うという 決意でおります。

委員長

町長。

町 長

私からお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどは、室崎委員からもいろいろなご指摘を受けました。また、総括の中で田 宮委員からご意見があったわけであります。

厚岸町情報公開条例、それぞれからお話がございましたとおり、他の町村にない極めてすばらしい公開条例であるというお言葉がございました。私もそのような認識を持っておるわけであります。今の時代は、やはり情報公開の時代であります。そういう意味において、今後相手方の名前公表等につきましては、現在のいろいろな状況があります。また、慣例等もあります。それらを判断しなければならないこともあるかと思いますが、少なくとも、町に属する事項については、職務の遂行にかかわる部分での氏名の開示は考えるべきではなかろうか、現在そういう気持ちでおります。

先ほど室崎委員にもお話いたしたとおりでありますが、どうか、そういう意味で、 今議論いただいた中で、今後とも、このすばらしい情報公開条例を持っている厚岸 町として、情報開示をするという主たる現在の世相に合った条例として生かしてま いりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

次に、議案第82号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題とい たします。

第1条の歳入歳出から始めてまいります。補正予算の4ページをお開き願います。 事項別明細書で進めてまいります。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。 ございませんか。

(な し)

委員長

なければ9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。

ございませんか。

(な し)

委員長

なければ歳入を終わります。

歳出に移ります。

6ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

2項徵税費、1目賦課徴収費。

5項特別対策事業費、1目特別対策事業費。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、3目償還金。

ございませんか。

(な し)

委員長

以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

委員長

なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 次に、議案第83号 平成15年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題とい たします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。4ページの歳入から進めてまいります。

5 款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。 ございませんか。

(なし)

委員長 なければ歳出に進みます。6ページをお開き願います。

2款水道費、1項水道事業費、1目水道事業費。

ございませんか。

(な し)

委員長 なければ歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

委員長 なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 次に、議案第84号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。4ページの歳入から進めてまいります。

歳入、1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。 ございませんか。

(な し)

委員長 なければ歳出に移ります。6ページ。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金。 ございませんか。

(な し)

委員長 以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

委員長 なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第85号 平成15年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。4ページ、歳入から進めてまいります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金。

ございませんか。

(な し)

委員長 2項国庫補助金、6目保険者事業強化特別対策給付金。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。

ございませんか。

(なし)

委員長 以上で歳入を終わります。

歳出に移ります。6ページ。

4款介護給付費準備基金費、1項介護給付費準備基金費、1目介護給付費準備基 金費。

ございませんか。

(な し)

委員長

6款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目第1号被保険者介護保険料還付金、 2目償還金。

ございませんか。

(な し)

委員長

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(な し)

委員長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

次に、議案第86号 平成15年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題 といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。4ページの歳入から進めてまいります。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

ございませんか。

(な し)

委員長

歳出に移らせていただきます。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費、

3目訪問入浴介護サービス事業費。

ございませんか。

(な し)

委員長

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(な し)

委員長

なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

次に、議案第87号 平成15年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。 1ページ、第2条業務の予定量。

ございませんか。

(な し)

委員長

次に、第3条収益的収入及び支出。

5ページをお開き願います。平成15年度厚岸町水道事業会計補正予算説明書の収益的支出。

- 1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費。
- 2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税。

ございませんか。

(な し)

委員長

なければ1ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出。5ページをお開き願います。

資本的収入から進めてまいります。

1款資本的収入、6項補償金、1目補償金。

ございませんか。

(な し)

委員長

次に、資本的支出に移ります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費。

ございませんか。

(な し)

委員長

2ページにお戻りください。

第5条棚卸資産の購入限度額。

ございませんか。

(な し)

委員長

総体的にありませんか。

1番。

1 番

この予算のどこで聞いていいかがわからなくて総体になりましたので、委員長、 お許しをいただきたい。

昨日来の決算やいろいろな中での議論の中で、今後、水処理についても、今のようなやり方から新しいやり方にどんどん変えていかなければならないので、いろいろな検討を今始めているというような向きのお話がありましたが、その中でちょっと気になったので、確かめる意味でお聞かせいただきたいんですが、塩素前処理も視野に入っているというようなお話があったんですが、そうなんでしょうか。

委員長

水道課長。

水道課長

お答えいたします。

水処理の関係でございますけれども、今現在は、今ある施設に手を加えて、最少 の経費でうまく水処理ができないかということで検討しております。その中で、た だ、今の施設自体ではどうしてもできないような状況になっていますので、例えば、 塩素の前処理施設をつくるとかそういうものになりますと、そういうものを新たに つくっていかなければならないということでございます。

私どもとしましては、なるべく経費をかけないで何かいい方法がないかということで、昨年あたりからずっと検討しているということで、どれがいいのかということについては、今、一番安価でもってできるのが、現在活性炭の接触池がございますけれども、それを前塩素接触池に転用して行うという方法等もございます。それでいきますと約3,500万円ほどで施設はできるんですけれども、総合の評価では、異臭等が完全にとれるというものでもないということでございまして、今とそんなに大差がないという結果が出ております。

そのほか、改良案が2案、3案、4案とありますけれども、それらにつきますと、 今度は逆に工事費が1億5,000万円とか6億円とかという大変なものになりますの で、それでなくても、今の施設を最大限生かしながらいい方法がないのかというこ とで検討は進めておりますけれども、前処理もどうなのということになると、逆にトリハロメタンの前駆成分がまた出てくるおそれもあります。そうなりますと、今度発がん性の問題等がございますので、それらについてもちょっと考えられないなということで、今模索をしているという状況下にございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

1番。

1 番

わかりました。

あなたの前任者のときからだと思いますが、今のような検討しているという話は 既にあったわけです。その中で常に出てきたのが、道東地域、特にこの湿地帯特有 の川のフミン質が非常に多い、いわゆる色がついていると俗に言う部分です。それ は釈迦に説法だけれども。それで、ビールのような色をしている。あれは、フミン 質が非常に多い。そこのところに塩素をぶち込みますと、トリハロに限らず何が出 てくるかわからないということで、非常に危険だということで、前塩素処理だけは しないということは再三担当者の方から聞いていたんです。

それだけに、今、財政事情がこうですから、なるべく安い価格でできるものというふうにどうしても引っ張られがちだとは思いますけれども、安全性の問題、それともう一つは安心ということです。その部分で十分に慎重に構えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいんです。

委員長

水道課長。

水道課長

当然、施設の改良等があるときには、最大限そういうところに配慮して計画を立てていきたいと思っております。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

以上で本補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算7件の審査は全部終 了いたしました。

よって、平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会時刻16時24分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年9月18日

平成15年度各会計補正予算審査特別委員会 委員長